

水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び
燐含有量の総量規制基準の設定方法について

(総量規制専門委員会報告)

(案)

平成 1 8 年 月

中央環境審議会水環境部会

総量規制専門委員会

総量規制基準の位置付け

水質総量規制は、人口、産業が集中する広域的な閉鎖性海域であって、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく排水基準（濃度基準）のみでは環境基準の確保が困難と認められる水域において、水質汚濁を防止するための制度である。対象となる地域は図1のとおりである。

本制度において、環境大臣は指定水域ごとに目標年度、発生源別及び都府県別に化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量に関する総量削減基本方針を定め、これに基づき、関係都府県知事が削減目標量に関する総量削減計画を定める。また、総量削減基本方針における削減目標量は法第4条の2第2項に基づき、目標年度における汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し及び汚水又は廃液の処理施設の設置状況等を勘案して、実施可能な限度において定めることとされている。

削減の主な方途は、下水道の整備等の生活系排水対策、指定地域内事業場（日平均排水量 50 m³ 以上の特定事業場）の排水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場・農業・畜産農業等に対する削減指導等であり、主な汚濁源を列挙すると図2のとおりである。

平成 17 年 5 月中央環境審議会答申「第 6 次水質総量規制の在り方について」（以下「在り方答申」という。）において、東京湾、伊勢湾、大阪湾（以下「東京湾等」という。）ではさらに水環境改善を進めるため、また、大阪湾を除く瀬戸内海では COD については現在の海域の水質が悪化しないこと、窒素及びりんについて現在の海域の水質を維持することを目途として、以下のとおり対策を進めることとされた。

東京湾等

- ・生活系汚濁負荷量が全体に占める割合は大きく、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を進める。また、窒素及びりに係る汚濁負荷量削減のために高度処理化を図り、下水道に関しては経済的手法を活用した高度処理施設の整備を推進する。なお、浄化槽の維持管理の徹底を図る。
- ・指定地域内事業場に係る COD 負荷量に関しては、5 次にわたる水質総量規制により各指定地域内事業場で講じられてきた汚濁負荷削減対策を踏まえつつ、最新の処理技術動向を考慮して総量規制基準を設定する。窒素及びりんに関しては、平成 16 年 4 月 1 日から総量規制基準が全面適用されているため、その実績を踏まえ、最新の処理技術動向を考慮し、総量規制基準を設定する。
- ・総量規制基準の対象とならない小規模事業場及び未規制事業場に関しては、引き続き都府県の上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導、下水道の整備による処理等の対策を進める。

・農業については、環境保全型農業を一層推進し、施肥の適正化に向けた取組を進める。畜産農業については、家畜排せつ物処理施設の整備の推進等により、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準に従った適正管理を推進する。

・魚類養殖については、「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画を推進するとともに、負荷を低減する配合飼料の開発等を進める。

・合流式下水道については、雨水滞水池の整備、雨水浸透施設の設置、遮集管の能力増強と雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置等の対策を推進する。

瀬戸内海（大阪湾を除く。）

生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策を継続して実施する。

また、いずれの水域においても、汚濁負荷対策と共に、干潟の保全・再生、底質環境の改善等の施策も併せて実施することとされている。

このように総量規制制度は指定水域に流入する汚濁負荷を総合的に削減すること等により、指定水域の水質の改善等を図る制度であり、その中でも総量規制基準による汚濁負荷量の規制は主要な役割を果たしている。

総量規制基準の適用

1 指定地域内事業場に対する法適用

総量規制基準遵守のため、以下のような規定が法に設けられている。

- ・特定施設の設置又は構造等変更届及び事前措置命令
- ・総量規制基準遵守義務
- ・施設の改善措置命令
- ・汚濁負荷量の測定及び記録義務
- ・立入検査・報告徴収

これらの関係を整理すると図3のとおりであり、都府県及び水質汚濁防止法政令市が、施設稼働時における「総量規制基準不適合のおそれ」の判断を的確に行うことが、本制度にとって重要である。

なお、瀬戸内海においては、特定施設の設置又は構造変更等について、原則として法に基づく届出ではなく、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可を要する。

2 総量規制基準値の算出方法

第5次総量規制における個別指定地域内事業場の総量規制基準を求める算式は次のとおりである。

$$\text{COD } L_c (\text{kg/日}) = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^3$$

$$\text{窒素 } L_n (\text{kg/日}) = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^3$$

$$\text{りん } L_p (\text{kg/日}) = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^3$$

Qは、次表の時期区分の特定排水（排水のうち、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。）の水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）である。

また、CはQの時期区分ごとの水量に対応して、環境大臣が定める業種又は施設の区分（以下「業種等の区分」という）及び区分ごとの範囲内（以下「C値の範囲」という。）において都府県知事が定める値（濃度： mg/ℓ ）である。

表1 Q（特定排水の量）の時期区分

時期区分別水量	項目	COD	窒素	りん
昭 55.7.1	この期間の水量	Qco	Qno	Qpo
	この期間に増加した水量	Qci		
平 3.7.1	この期間に増加した水量	Qcj	Qni	Qpi
	この期間に増加した水量			

指定地域内において、事業者が法に基づく特定施設設置届出等を行う際、COD、窒素及びりんについては業種等の区分別の汚染状態及び水量を届出書に記載することとされており、その届出水量を用い、上の算式により総量規制基準値が計算される。

総量規制基準の設定方法を定めるに当たって考慮すべき事項

1 東京湾等と瀬戸内海（大阪湾を除く。）の区分

在り方答申では、東京湾等についてはさらに水環境の改善を進めるため、COD、窒素及びりんの汚濁負荷量の削減を図ることとされ、瀬戸内海（大阪湾を除く。）については、CODは現在の海域の水質を悪化しないこと、窒素及び

りんは現在の海域の水質を維持することを目途とし、現在の各種施策を継続して実施することとされた。

このため、総量規制基準の設定方法についても、東京湾等と瀬戸内海（大阪湾を除く。）を分けて定めることが適当である。

2 指定地域内事業場における排出実態

総量削減基本方針の削減目標量は目標年度における汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し及び汚水又は廃液の処理施設の設置状況等を勘案して実施可能な限度において定めることとされている。このため、総量規制基準の設定方法を定めるに当たっては、指定地域内事業場の実態、排水処理技術水準等を勘案することが必要である。

なお、窒素及びりんについては、その排出実態及び排水処理技術について、次のような特徴があることに留意する必要がある。

ア ある業種等を有する指定地域内事業場間の排出実態の差は、汚水処理施設の処理能力の差によるだけでなく、窒素又はりんを含有する原材料等の使用量の差によることもある。このため、業種等によっては、指定地域内事業場間の排出実態に大きな差を生じることがある。

イ 特に無機態窒素については、汚水中に混在する有機物量が少ない場合、その除去が困難である。また、無機系汚水の処理に一般に用いられる凝集沈殿処理施設等では無機態窒素をほとんど除去できない。

ウ 有機物を含む汚水の処理として生物処理が行われることが多いが、窒素、りんは微生物にとって不可欠な元素であるため、処理前の生物化学的酸素要求量（BOD）に対する窒素・りん濃度の比率が、その窒素・りんの除去率に大きく影響する。その一方、処理前の窒素、りんが不足するなら、栄養剤として窒素化合物又はりん化合物を添加しなければならない。この場合、必要な窒素又はりんの量に対して若干過剰に窒素又はりんを添加する必要があり、余剰分の窒素又はりんが特定排出水の汚濁負荷量になる。

3 窒素及びりんに関し、既設の施設に係る特定排出水に適用されるC値の強化の必要性

窒素・りに係る業種等別の $Q_{no} \cdot Q_{po}$ と、 $Q_{ni} \cdot Q_{pi}$ の水量比は、圧倒的に $Q_{no} \cdot Q_{po}$ が多い。したがって、東京湾等において、総量規制基準により汚濁負荷削減を図るためには、 $Q_{ni} \cdot Q_{pi}$ の特定排出水に適用される $C_{ni} \cdot C_{pi}$ だけではなく、

Qno・Qpoの特定排出水に適用されるCno・Cpoの強化が必要である。

総量規制基準の設定方法の検討

1 算式の検討

第5次総量規制における総量規制基準の算式は、 - 2のとおり、CODについては3段階、窒素及びりんについては2段階の時期区分となっている。これは、ある時期以降に特定施設の設置又は構造等変更を行うことにより増加する汚濁負荷量に対して、特別の基準を適用するためである。このため、第5次総量規制基準の算式を継続することを前提としてC値の範囲の見直しを行った上で、汚濁負荷量を抑制する観点から時期区分を変更・追加する必要があるかどうかを検討した。

2 業種等の区分の検討

第5次総量規制基準における業種等の区分は、COD、窒素、りん、いずれも大きく分けて232の区分からなり、特定の工程・施設等について、COD、窒素及びりんの項目別にさらに細分化している。この232の業種等の区分は第3次総量規制から継続しており、特定施設の設置届出書等における排出水の排水系統別の量等の記載もこの区分により行われ、その値を用いて総量規制が行われて来た経緯から、原則として従来業種等の区分を継続することが適当である。

しかしながら、該当する特定排出水を有する指定地域内事業場が存在しない業種等については、他の業種等への統合等を検討した。また、従来、232の業種等をさらに細分化しているものについて、その必要性についても検討を行った。

なお、東京湾等と瀬戸内海（大阪湾を除く。）の両方にまたがる県があることから、東京湾等と瀬戸内海（大阪湾を除く。）における業種等の区分を同一とすることが適当である。

3 C値の範囲の検討

（1）東京湾等におけるC値の範囲の検討

COD

5次にわたる総量規制が行われ、各指定地域内事業場において一定の汚濁負荷の削減が図られてきたことに鑑み、また、汚濁負荷を削減する観点から、各業種等において比較的濃度の高い指定地域内事業場について、工程及び污水处理施設の管理を徹底することで達成できるCc値の範囲として、次のとおり検討した。

ア Cc値の範囲の上限を、原則として都府県が設定した第5次総量規制基準に係るCc値の最大値（Cco・Cciについては、当該Cc値を適用すべき特定排水が存在する都府県のCc値に限る。）まで切り下げる。

イ Cco値の範囲の上限を、現状において実施可能な範囲として、平成16年度の特定排水の業種等の区別濃度（以下「平成16年度実績」という。）の負荷量最大日濃度の最大値レベルまで切り下げる。

ウ 総量規制基準は毎日適用されるため、工程及び污水处理施設等を適正に管理し、濃度変動を抑制する必要がある。このため、平成16年度実績において、次式に該当し、濃度変動が大きいと思われる業種等については、Ccoの上限を「年平均濃度の最大値×2」のレベルまで切り下げる。

式

$$\frac{\text{平成16年度における負荷量最大日濃度の最大値}}{\text{平成16年度における年平均濃度の最大値}} > 2$$

エ ア、イ、ウにより最小となる値までCco値の範囲の上限を切り下げるが、切り下げた結果、現状の下限と同値となる場合は「現状の下限+10」を上限とする（例1）。上限を切り下げた結果、現状の下限を下回る場合は、「切り下げた結果」を下限、上限は「下限+10」を原則とする（例2）。

例

単位：mg/l

	例1	例2
現状のCcの範囲	50 - 80	50 - 80
切り下げた上限	50	40
見直し後のCcの範囲	50 - 60	40 - 50

オ ア～エにより切り下げたCcoの上限がCci・Ccjの上限を下回る場合、Cci・Ccjの上限も同値まで切り下げる。

カ イ、ウによりCc値の範囲が切り下げられる業種等については、次のことを考慮し、その値が適当なものか検討する。

- ・個別指定地域内事業場における、他の業種等の特定排出水の排出状況
- ・事業場数の少ない業種等については、類似業種等の状況

窒素及びりん

平成16年度実績では業種等によっては濃度のばらつきが大きい。明らかに窒素又はりんの削減が十分ではない事業場が存在する業種等も認められるが、一方では - 2 - ア・イに該当することが想定される業種等（例：その他の無機化学工業製品製造業）もある。しかし、全ての指定地域内事業場について、個別の窒素・りん含有原材料等の使用量、工程内対策の状況等について詳細に把握することは非常に困難である。

そこで、汚濁負荷を削減する観点から、各業種等において最低限確保する濃度レベル及び適用可能な最善の濃度レベルについてを次のとおり検討した。

ア Cn・Cp値の範囲の上限を、原則として都府県が設定した第5次総量規制基準に係るCn・Cp値の最大値（Cno・Cpoについては、当該Cno・Cpo値を適用すべき特定排出水が存在する都府県のCno・Cpo値に限る。）まで切り下げる。

イ 平成16年度実績による検討

Cno・Cpo上限：既設事業場について最低限確保すべき濃度レベルとして、平成16年度実績の負荷量最大日濃度の85%値とする。

Cno・Cpo下限：既設事業場について現状における最善の濃度レベルとして、平成16年度実績の負荷量最大日濃度の中央値とする。

Cni・Cpi上限：新設事業場について最低限確保すべき濃度レベルとして、平成16年度実績の年平均濃度の85%値とする。

Cni・Cpi下限：新設事業場について現状における最善の濃度レベルとして、平成16年度実績の年平均濃度の中央値とする。

ウ ア、イにより最小となる値までC値の範囲の上限を切り下げる。

エ イによりCn・Cp値の範囲を切り下げた業種等ごとに次のことを考慮し、その値が適当なものか検討する。

・特に濃度のばらつきが大きい業種等については、窒素・りん含有原材料等の使用の実態

- ・個別指定地域内事業場における、他業種等の特定排出水の排出状況
- ・事業場数の少ない業種等については、類似業種等の特定排出水の状況
- ・環境省が定めた業種等の区分を都府県がさらに細分化している業種等については、その区分の状況
- ・汚水処理施設での栄養剤（窒素・りん）添加が通例である業種等については、

その添加量管理のレベル

(3) 瀬戸内海(大阪湾を除く。)におけるC値の検討

COD

5次にわたる総量規制が行われ、各指定地域内事業場において一定の汚濁負荷の削減が図られてきたことに鑑み、また、海域におけるCODの悪化防止を図る観点から、次のとおり検討した。

ア Cc値の範囲の上限を、原則として県が設定した第5次総量規制基準に係るCc値の最大値(Cco・Cciについては、当該Cc値を適用すべき特定排水が存在する県のCc値に限る。)まで切り下げる。

イ 平成16年度実績の負荷量最大日濃度の最大値が、Cco値の範囲の上限を大きく下回っている場合、悪化防止の観点から上限を切り下げる。

ウ ア、イにより最小となる値までCcoの上限を切り下げるが、切り下げた結果、現状のCc値の範囲の下限と同値、又は下限を下回る場合、下限も切り下げる。

エ ア～ウにより切り下げたCcoの上限がCci・Ccjの上限又は下限を下回る場合、Cci・Ccj値の範囲も切り下げる。

オ イ、ウによりCc値の範囲が切り下げられる業種等については、次のことを考慮し、その値が適当なものか検討する。

- ・個別指定地域内事業場における、他業種等の特定排水の排出状況
- ・事業場数の少ない業種等については、類似業種等の状況

窒素及びりん

平成16年度から窒素・りに係る総量規制基準が全面適用されたことに鑑み、また、海域における窒素及びりんの水質の維持を図る観点から、次のとおり検討した。

ア Cn・Cp値の範囲の上限を、原則として県が設定した第5次総量規制基準に係るCn・Cp値の最大値(Cno・Cpoについては、当該Cno・Cpo値を適用すべき特定排水が存在する県のCno・Cpo値に限る。)まで切り下げる。

イ 平成16年度実績の負荷量最大日濃度の最大値が、Cno・Cpo値の範囲の上限を大きく下回っている場合は、悪化防止の観点から上限を切り下げる。

ウ 暫定排水基準適用業種等については、平成16年度実績レベルまで上限を切り下げる。

エ ア～ウにより最小となる値までCno・Cpo値の範囲の上限を切り下げるが、

切り下げた結果、現状の下限と同値、又は下限を下回る場合、下限も切り下げる。

オ ア～エにより切り下げたCno・Cpo値の範囲の上限がCni・Cpi値の範囲の上限・下限を下回る場合、Cni・Cpi値の範囲も切り下げる。

カ イ、ウによりCn・Cp値の範囲が切り下げられる業種等については、次のことを考慮し、その値が適当なものか検討する。

- ・個別指定地域内事業場における、他業種等の特定排出水の排出状況
- ・事業場数の少ない業種等については、類似業種等の状況

(4) 下水道及び浄化槽

下水道

下水道については、下水道法改正（平成17年6月22日公布、同11月1日施行）により、閉鎖性水域に係る流域別下水道整備総合計画において、終末処理場ごとに窒素・リンの削減目標量が定められることにより、その削減が一層図られることとなった。その手法として窒素及びリンの削減に係る経済的手法が用いられることがあるため、その総量規制基準上の対応を考慮してC値の範囲を検討した。

浄化槽

浄化槽については、建築基準法施行令及び浄化槽構造基準（昭和55年建設省告示第1292号）に基づき汚物処理性能及び構造方法に関する技術的基準が定められていること、及び浄化槽法改正（平成17年5月20日公布、平成18年2月1日施行）により浄化槽の放流水質に係る水質基準がBOD20mg/ℓに定められ、建築基準法施行令等が併せて改正されたことにより、平成18年2月1日以降設置の浄化槽はBOD20mg/ℓ以下に適合するもののみが認められることとなったことを考慮してC値の範囲の見直しを検討した。

(5) 留意事項

下限最低値及び上限と下限の幅は、原則として次のとおりとした。

(単位：mg/ℓ)

	COD	窒素	りん
下限最低値	10	10	1
上限と下限の幅	10以上 (下限が10のときは5以上)	10以上 (下限が10のときは5以上)	1以上 (下限が1のときは0.5以上)

総量規制基準の設定方法

における検討を踏まえ、第6次総量規制基準の設定方法を、以下のとおりとすることが適当である。

1 東京湾等における総量規制基準の設定方法

(1) 算式及び時期区分

算式

CODについては、結果的にCc値の範囲の大きな見直しを行わないこと、5次にわたる総量規制が行われ、第2次総量規制から現在の算式が定着してきたことから、第5次総量規制基準の算式を継続する。

窒素及びりんについては、Cn・Cp値の範囲の大きな見直しを行い、Cn・Cpの範囲の下限がかなり低くなるものがある。このため、第5次総量規制基準の2段階の時期区分に加えて新たな時期区分を設け、見直し後のCniより厳しいCn値を適用する必要性に乏しいことから、第5次総量規制基準の算式を継続する。

時期区分

と同様の理由により、第5次総量規制基準の時期区分を継続する。

(2) C値の範囲

CODについては別表1、窒素については別表2、りんについては別表3のとおりとする。

2 瀬戸内海(大阪湾を除く。)における総量規制基準の設定方法

(1) 算式及び時期区分

算式

CODについては、Cc値の範囲の大きな見直しを行わないこと、5次にわたる総量規制が行われ、第2次総量規制から現在の算式が定着してきたことから、第5次総量規制基準の算式を継続する。

窒素及びりんについても、Cn・Cp値の範囲の大きな見直しを行わないこと等から、第5次総量規制基準の算式を継続する。

時期区分

と同様の理由により、第5次総量規制基準の時期区分を継続する。

(2) C値の範囲

CODについては別表1、窒素については別表2、りんについては別表3のとおりとする。

都府県が総量規制基準を定める際の留意事項

環境大臣が総量規制基準の設定方法を定めた後、都府県において総量規制基準を定めることとなるが、以下の点に留意して、総量規制基準を定めることが適当である。

1 東京湾等について

(1) 指定地域内事業場の実態の把握

窒素、りんについては - 2 - ア・イの特徴があるため、汚水処理方式と濃度のみでは、事業者の負荷削減の取り組み状況を判断することができないことがある。したがって、C値の設定に当たっては、指定地域内事業場における窒素及びりんの使用実態や指定地域内事業場において行われた汚濁負荷削減の取り組みと難易度、費用対効果、除去率の季節変動等にも配慮することが必要である。

CODについても、5次にわたる総量規制が実施されたことに鑑み、指定地域内事業場における汚濁負荷削減の取り組みと難易度、費用対効果、除去率の季節変動等についても配慮すべきである。

なお、汚濁負荷削減の取り組みの評価に当たっては、必要に応じて、COD、窒素、りんを相互に評価するとともに、BOD、浮遊物質(S S)その他の排水基準項目・物質の排出状況についても評価することが適当である。

また、汚濁負荷削減の手段は、濃度の改善だけでなく、水量の削減も重要

な手段である。汚水のリサイクルにより排出水の汚濁負荷は削減される一方、濃度が増加することがあることにも配慮すべきである。

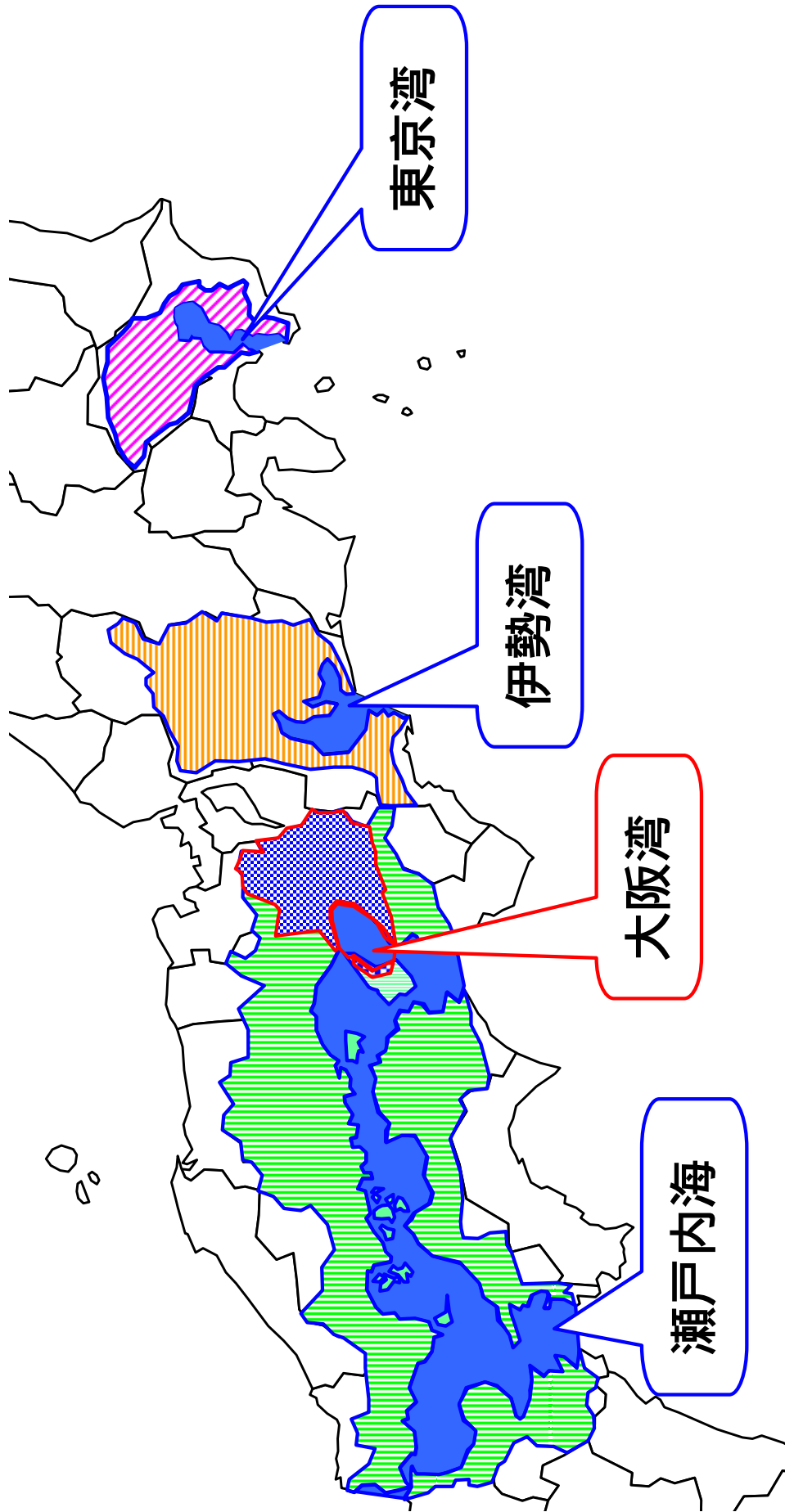
(2) 事業者に対する指導

平成16年度の窒素・リンの排出実態を見ると、工程内対策、排水処理施設の維持管理の徹底が不十分と思われる事業場が存在する業種等も認められる。都府県及び水質汚濁防止法政令市においては、(1) の実態把握を踏まえ、このような指定地域内事業場に対して、施設の管理方法等の改善を指導する必要がある。なお、指導に当たっては、個別指定地域内事業場における改善対策の適用可能性を十分考慮すべきである。

2 瀬戸内海(大阪湾を除く。)について

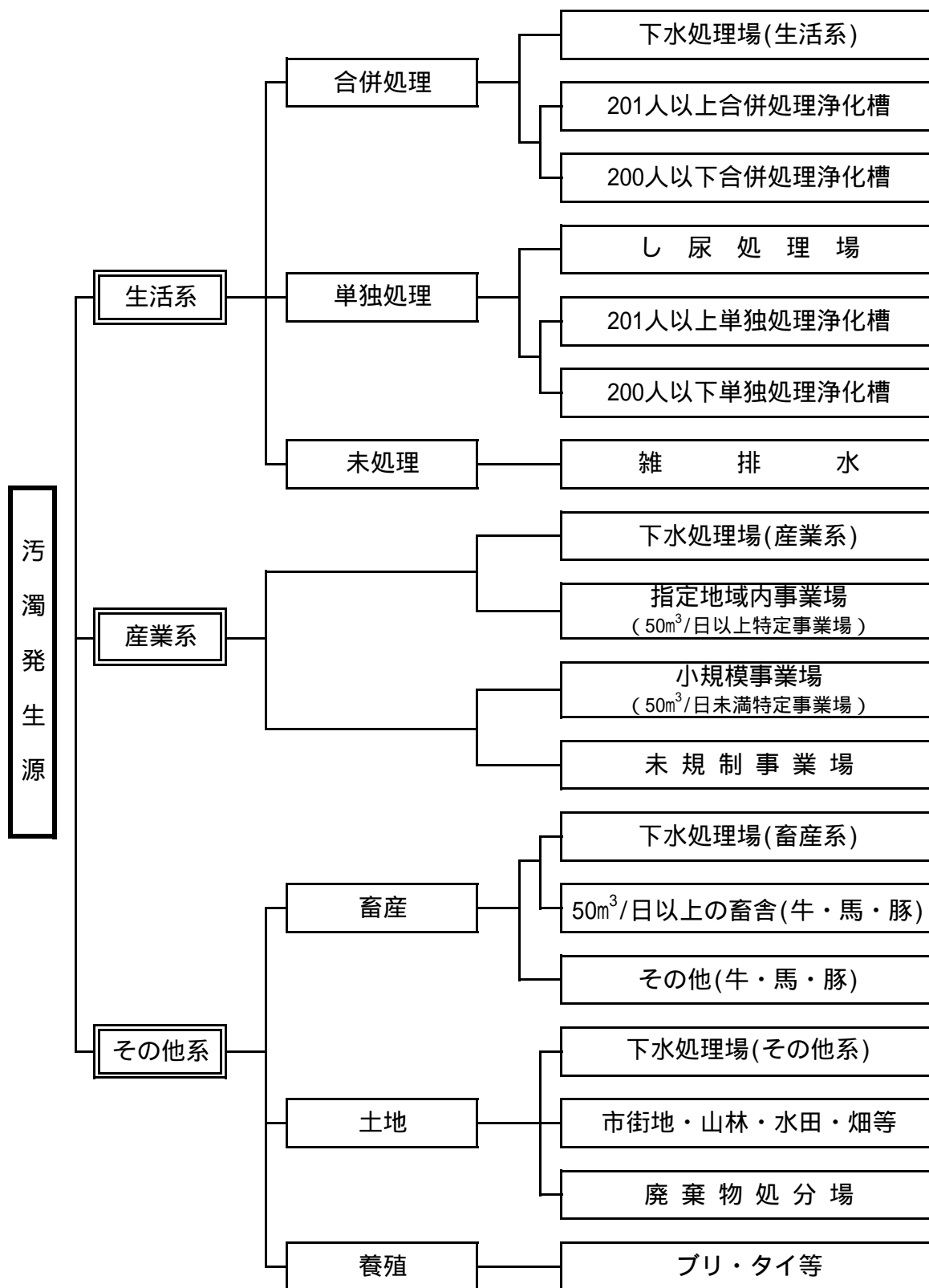
前述のように、在り方答申では、CODは現在の海域の水質悪化を防ぎ、窒素及びリンは現在の海域の水質を維持することを目途とし、現在の各種施策を継続して実施することとされた。今回のC値の範囲の見直しも、悪化防止の観点から検討したものであり、県におけるC値の設定についても、このことに十分留意する必要がある。

図1 指定地域



注：指定地域の境界線は目安です。

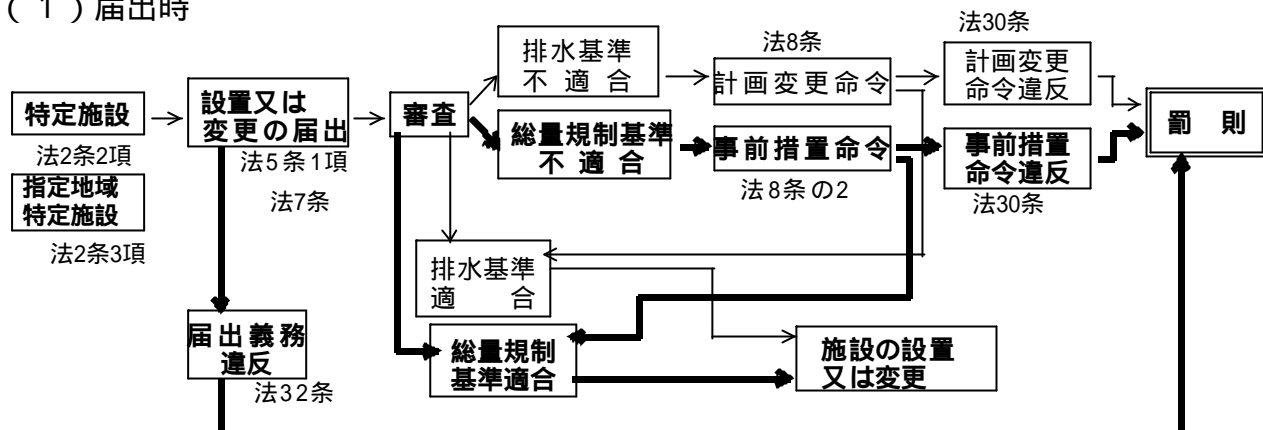
図2 主要な汚濁負荷発生源



総量規制基準の適用対象
(50m³/日以上の特特定事業場)

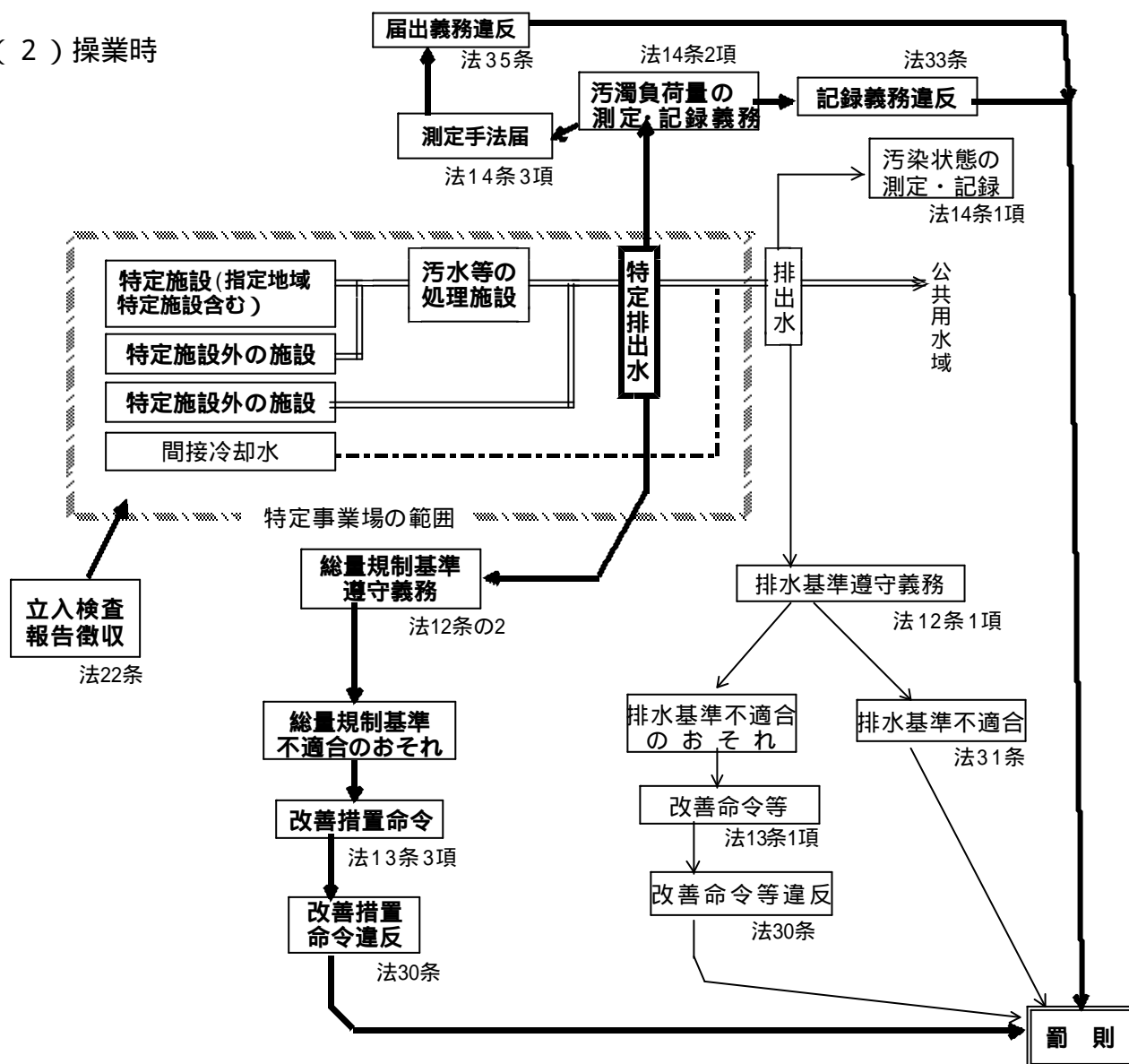
図3 総量規制基準に係る水質汚濁防止法の適用関係

(1) 届出時



注 瀬戸内海では、原則として水質汚濁防止法に基づく届出ではなく、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可を要する。許可申請に対する都府県・中核市の審査の際に、総量規制基準適合の審査も行われる。

(2) 操業時



太字が総量規制基準に関する事項である。

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
1		Cco	40	60					畜産農業(日平均排水量1000m ³ 以上の事業場の場合に限る。) 2項に統合
		Cci	40	60					
		Ccj	30	50					
2	畜産農業	Cco	70	120	70	110	70	100	畜産農業(日平均排水量1000m ³ 未満の事業場の場合に限る。) 統合による名称変更
		Cci	70	100	70	80	70	80	
		Ccj	60	90	60	70	60	75	
3	天然ガス鉱業	Cco	60	80	60	70	60	70	
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	60	80	60	70	60	70	
4	非金属鉱業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
5	肉製品製造業	Cco	40	70	40	50	40	70	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
6	乳製品製造業	Cco	30	50	30	50	30	50	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
6項の備考	平成8年9月1日以後に特 定施設の設置又は構造等 の変更により増加する特定 排水の量(平成8年9月1 日以後に設置される指定 地域内事業場に係る場合 にあつては特定排水の量) を除く特定排水の量(以 下「平成8年9月1日前 の特定施設に係る量」と いう。)にあつては	Cco							
		Cci							
		Ccj	30	50	30	40	30		
7	畜産食品製造業(前二項 に掲げるものを除く。)	Cco	40	80	40	60	40	80	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cco	40	80	40	50	40	60	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	30	60	30	40	30	50	
9	寒天製造業	Cco	80	120	80	120	80	120	
		Cci	80	100	80	100	80	100	
		Ccj	80	100	80	100	80	100	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cco	30	60	30	40	30	60	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	50	20	30	20	40	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cco	30	80	30	40	30	80	水産練製品製造業
		Cci	30	60	30	40	30	60	
		Ccj	20	50	20	30	20	50	日本標準産業分類による名称変更
111項の備考		Cco	40	110					すり身製造工程にあつては
		Cci	40	70					
		Ccj	30	70					削除
12	冷凍水産物製造業	Cco	30	70	30	50	30	70	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	20	50	20	30	20	50	
121項の備考		Cco							すり身製造工程にあつては
		Cci		70					
		Ccj	30	70					削除
13	冷凍水産食品製造業	Cco	40	80	40	50	40	80	
		Cci	40	70	40	50	40	70	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	
131項の備考		Cco	30	70					すり身製造工程にあつては
		Cci	30						
		Ccj		70					削除
14	水産食品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	Cco	40	80	40	60	40	80	水産食品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除く。)
		Cci	40	70	40	50	40	70	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	日本標準産業分類による名称変更
141項の備考		Cco	30	70					すり身製造工程にあつては
		Cci	30						
		Ccj		70					削除
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	Cco	30	100	30	85	30	100	
		Cci	30	70	30	70	30	60	
		Ccj	30	60	30	60	30	60	
16	野菜漬物製造業	Cco	40	80	40	80	40	80	
		Cci	40	70	40	60	40	50	
		Ccj	30	60	30	40	30	50	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
17	味そ製造業	Cco	70	100	70	80	70	95	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	30	80	30	50	30	80	
17項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては
		Cci							
		Ccj	60	90					
18	しょう油・食用アミノ酸製 造業	Cco	70	100	70	80	70	95	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	40	80	40	50	40	80	
18項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては
		Cci							
		Ccj	60						
19	うまみ調味料製造業	Cco	20	70	20	30	20	70	化学調味料製造業
		Cci	20	40	20	30	20	35	
		Ccj	20	40	20	30	20	35	
20	ソース製造業	Cco	30	70	30	40	30	70	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
21	食酢製造業	Cco	40	70	40	60	40	70	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
22	砂糖精製業	Cco	40	80	40	80	40	80	
		Cci	40	60	40	60	40	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化 糖製造業	Cco	50	90	50	90	50	90	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
24	小麦粉製造業	Cco	30	70	30	40	30	40	
		Cci	30	70	30	40	30	40	
		Ccj	30	70	30	40	30	40	
25	パン製造業	Cco	30	80	30	50	30	80	
		Cci	30	80	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
25項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあつては 削除
		Cci							
		Ccj	30	50					
26	生菓子製造業	Cco	40	80	40	60	40	80	
		Cci	40	70	40	50	40	70	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	
27	ビスケット類・干菓子製造 業	Cco	40	60	40	50	40	60	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	
28	米菓製造業	Cco	40	70	40	60	40	70	
		Cci	40	70	40	60	40	70	
		Ccj	40	70	40	50	40	70	
29	パン・菓子製造業(25の項 から前項までに掲げるもの を除く。)	Cco	40	70	40	50	40	70	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	
29項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあつては 削除
		Cci							
		Ccj	40						
30	植物油脂製造業	Cco	40	80	40	60	40	80	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	
31	動物油脂製造業	Cco	40	80	40	50	40	80	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	
32	食用油脂加工業	Cco	40	70	40	50	40	55	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
33	ふくらし粉・イースト・そ の他の酵母剤製造業	Cco	110	130	50	60	110	120	
		Cci	100	120	50	60	100	110	
		Ccj	90	110	40	50	90	100	
34	穀類でんぷん製造業	Cco	50	80	50	60	50	60	
		Cci	50	80	50	60	50	60	
		Ccj	40	80	40	50	40	60	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
35	めん類製造業	Cco	30	80	30	70	30	80	
		Cci	30	70	30	40	30	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
36		Cco	30	80					こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業
		Cci	30	80					
		Ccj	30	80					削除
37	豆腐・油揚製造業	Cco	30	80	30	60	30	80	
		Cci	30	60	30	40	30	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
38	あん類製造業	Cco	60	100	60	70	60	100	
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	40	80	40	60	40	70	
39	冷凍調理食品製造業	Cco	30	50	30	50	30	50	
		Cci	20	50	20	30	20	50	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	Cco	30	60	30	50	30	60	
		Cci	30	60	30	40	30	55	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
41	清涼飲料製造業	Cco	20	60	20	60	20	60	
		Cci	20	50	20	40	20	50	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
42	果実酒製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
43	ビール製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
44	清酒製造業	Cco	30	70	30	70	30	70	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cco	30	60	30	60	30	60	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
45項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては 削除
		Cci							
		Ccj	30	50					
46	インスタントコーヒー製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
47	配合飼料製造業	Cco	20	70	20	30	20	65	
		Cci	20	40	20	30	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
48	単体飼料製造業	Cco	20	90	20	30	20	85	
		Cci	20	60	20	30	20	50	
		Ccj	20	60	20	30	20	50	
49	有機質肥料製造業	Cco	20	70	20	70	20	70	
		Cci	20	40	20	30	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
50	たばこ製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	20	40	20	40	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
51	生糸製造業(繊維工業で副 蚕糸精練工程に係るものを 含む。)	Cco	30	60	30	60	30	60	器械生糸製造業 統合による名称変更
		Cci	30	60	30	60	30	60	
		Ccj	30	60	30	60	30	60	
52		Cco	30	60					座繰生糸製造業 51項に統合
		Cci	30	60					
		Ccj	30	60					
53		Cco	30	60					玉糸製造業 51項に統合
		Cci	30	60					
		Ccj	30	60					
54		Cco	30	60					生糸製造業(51の項から前項ま でに掲げるものを除く。) 51項に統合
		Cci	30	60					
		Ccj	30	60					
55	繊維工業(51の項に掲げる もの及び衣服その他の繊維 製品に係るものを除く。以 下同じ。)で整毛工程に係 るもの	Cco	80	110	75	85	80	90	繊維工業(51の項から前項ま でに掲げるもの及び衣服その 他の繊維製品に係るものを 除く。以下同じ。)で整毛工 程に係るもの 統合による名称変更
		Cci	80	100	75	85	80	90	
		Ccj	70	90	70	80	70	80	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
56		Cco	30	60					繊維工業で副蚕系精練工程に係 るもの 51項に統合
		Cci	30	60					
		Ccj	30	60					
57	繊維工業で麻製織工程に係 るもの	Cco	90	110	90	100	90	100	
		Cci	90	110	90	100	90	100	
		Ccj	90	110	90	100	90	100	
58	繊維工業で毛織物機械染色 整理工程(のり抜き、精練 漂白、シルケット加工その 他の染色整理工程に付帯し て行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程付帯 加工処理工程」という。) を含む。)に係るもの	Cco	40	60	40	50	40	60	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	60	30	50	30	60	
58項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては 削除
		Cci							
		Ccj	40						
59	繊維工業で織物機械染色整 理工程(染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。)に 係るもの(前項に掲げるも のを除く。)	Cco	80	120	80	120	80	120	
		Cci	80	100	80	100	80	100	
		Ccj	80	100	80	100	80	100	
60	繊維工業で織物手加工染色 整理工程(染色整理工程付 帯加工処理工程を含む。) に係るもの	Cco	90	120	90	120	90	100	
		Cci	90	110	90	100	90	100	
		Ccj	90	110	90	100	90	100	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染 色整理工程(染色整理工程 付帯加工処理工程を含 む。)に係るもの	Cco	50	100	50	100	50	100	
		Cci	50	90	50	80	50	80	
		Ccj	50	70	50	70	50	70	
62	繊維工業でニット・レース 染色整理工程(染色整理工 程付帯加工処理工程を含 む。)に係るもの	Cco	50	100	50	100	50	100	
		Cci	50	80	50	70	50	60	
		Ccj	50	70	50	70	50	60	
63	繊維工業で繊維雑品染色整 理工程(染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。)に 係るもの	Cco	90	120	90	120	90	120	
		Cci	90	120	90	100	90	120	
		Ccj	80	110	80	95	80	110	
63項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては 削除
		Cci							
		Ccj	90						

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次につ けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
64	繊維工業で不織布製造工 程に係るもの	Cco	70	90	70	90	70	80	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	60	90	60	75	60	80	
65	繊維工業でフェルト製造工 程に係るもの	Cco	40	60	40	50	40	50	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
66	繊維工業で上塗りした織物 及び防水した織物製造工 程に係るもの	Cco	40	90	40	50	40	90	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
67	繊維工業で繊維製衛生材料 製造工程に係るもの	Cco	40	70	40	50	40	50	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
68	繊維工業(55の項から前項 に掲げるものを除く。)	Cco	30	100	30	90	30	100	
		Cci	30	70	30	70	30	40	
		Ccj	30	50	30	50	30	40	
69	一般製材業又は木材チップ 製造業	Cco	40	70	40	70	40	70	一般製材業
		Cci	40	70	40	70	40	70	
		Ccj	40	70	40	70	40	70	統合による名称変更
70		Cco	40	70					木材チップ製造業
		Cci	40	70					
		Ccj	40	70					69項に統合
71	合板製造業(集成材製造業 を含む。)又はパーティク ルボード製造業	Cco	30	90	30	40	30	70	合板製造業
		Cci	30	70	30	40	30	60	
		Ccj	30	70	30	40	30	60	統合による名称変更
71項の備考	接着機洗浄水を循環するも のには	Cco	10		10	30	10	30	接着機洗浄水を循環するもの にあつては
		Cci	10		10	30	10	30	
		Ccj	10		10	20	10	20	統合による名称変更
72		Cco	50	70					パーティクルボード製造業(次 項に掲げるものを除く。)
		Cci	50	70					
		Ccj	50	70					71項に統合
72項の備考		Cco	10						接着機洗浄水を循環するもの にあつては
		Cci	10						
		Ccj	10						71項の備考に統合

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
73		Cco	40	70					パーティクルボード製造業で湿 式剥皮工程に係るもの 71項に統合
		Cci	40	70					
		Ccj	40	70					
74		Cco	40	70					床柱製造業 削除
		Cci	40	70					
		Ccj	40	70					
75	木材薬品処理業	Cco	20	40	20	30	20	40	
		Cci	20	40	20	30	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
76	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で溶解パル プ製造工程に係るもの	Cco	70	90	70	80	70	80	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	60	80	60	70	60	80	
77	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でサルファ イトパルプ製造工程に係る もの	Cco	60	90	60	70	60	70	
		Cci	60	90	60	70	60	70	
		Ccj	60	90	60	70	60	70	
78	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ製造工程、リファイ ナーグランドパルプ製造工 程又はサーモメカニカルパ ルプ製造工程に係るもの	Cco	50	70	50	60	50	60	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	50	70	50	60	50	60	
79	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし ケミグランドパルプ製造工 程又は未さらしセミケミカ ルパルプ製造工程に係るも の(次項に掲げるものを除 く。)	Cco	140	170	70	80	140	150	
		Cci	130	150	70	80	130	150	
		Ccj	120	140	70	80	120	130	
80	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしケ ミグランドパルプ製造工 程(前行程の未さらしケミ グランドパルプ製造工程を 含む。)又はさらしセミケ ミカルパルプ製造工程(前 工程の未さらしセミケミカ ルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	Cco	80	100	80	90	80	90	
		Cci	80	100	80	90	80	90	
		Ccj	80	100	80	90	80	90	
81	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし クラフトパルプ製造工程に 係るもの(次項に掲げるも のを除く。)	Cco	60	70	60	70	60	70	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	40	60	40	50	40	60	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
82	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	Cco	70	100	70	100	70	80	
		Cci	70	100	70	100	70	80	
		Ccj	60	80	60	70	60	80	
82項の備考	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているもの にあつては	Cco	80		80		80	90	
		Cci							
		Ccj				80			
83	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cco	60	80	60	70	60	70	
		Cci	60	70	60	70	60	70	
		Ccj	50	60	50	60	50	60	
84	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	Cco	90	130	90	130	90	110	
		Cci	90	110	90	100	90	105	
		Ccj	80	100	80	90	80	100	
85	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	Cco	100	120	100	110	100	120	
		Cci	100	120	100	110	100	120	
		Ccj	70	90	70	80	70	90	
86	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	Cco	50	70	50	60	50	60	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
87	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cco	30	50	30	40	30	50	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
88	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	Cco	40	60	40	60	40	60	
		Cci	40	60	40	60	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
89	機械すき和紙製造業	Cco	60	80	60	80	60	70	
		Cci	60	80	60	80	60	70	
		Ccj	60	80	60	80	60	70	
89項の備考	パルプ製造工程を有するもの にあつては	Cco		110		110		110	
		Cci		90		90		90	
		Ccj							

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
90	手すき和紙製造業	Cco	90	110	90	100	90	100	
		Cci	90	110	90	100	90	100	
		Ccj	80	110	80	100	80	100	
91	塗工紙製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
92	段ボール製造業	Cco	40	60	20	60	40	60	
		Cci	40	60	20	60	40	60	
		Ccj	40	60	15	30	40	60	
93	重包装紙袋製造業	Cco	70	90	70	80	70	80	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	70	90	70	80	70	80	
94	セロファン製造業	Cco	40	60	25	40	40	50	
		Cci	40	60	25	40	40	50	
		Ccj	40	60	15	40	40	50	
95	乾式法による繊維板製造業	Cco	40	70	40	50	40	50	
		Cci	40	70	40	50	40	50	
		Ccj	40	70	40	50	40	50	
96	繊維板製造業(前項に掲げ るものを除く。)	Cco	80	100	80	90	80	100	
		Cci	80	100	80	90	80	90	
		Ccj	60	80	60	70	60	80	
97	パルプ製造業、紙製造業又 は紙加工品製造業(76の項 から前項までに掲げるもの を除く。)	Cco	30	50	30	50	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
98		Cco	50	70					新聞業
		Cci	50	70					
		Ccj	50	70					100項に統合
99		Cco	50	80					出版業
		Cci	50	70					
		Ccj	50	70					100項に統合
100	印刷業(新聞その他の出版 物を印刷するものを含 む。)	Cco	50	80	50	80	50	80	印刷業
		Cci	50	70	50	70	50	70	
		Ccj	50	70	50	70	50	70	統合による名称変更

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
101	製版業	Cco	50	80	50	60	50	60	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	50	70	50	60	50	60	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cco	30	60	30	50	30	60	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
103	複合肥料製造業	Cco	30	90	30	40	30	50	
		Cci	30	70	30	40	30	40	
		Ccj	30	60	30	40	30	40	
104	化学肥料製造業(前二項に 掲げるものを除く。)	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
105	ソーダ工業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
106	電炉工業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
107	無機顔料製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
107項の備考	黄鉛製造工程を有するもの にあつては	Cco	60	80	60	70	60	70	
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	50	70	50	60	50	60	
108	無機化学工業製品製造業 (105の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cco	20	40	20	40	20	40	
		Cci	20	40	20	40	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
108項の備考 (1)	硫化鉄鉱を原料とする酸化 鉄(顔料を除く。)製造工 程にあつては	Cco	70	90	40	50	70	80	
		Cci	70	90	40	50	70	80	
		Ccj	60	80	40	50	60	70	
108項の備考 (2)		Cco	70	90					ハイドロサルファイト製造工程 にあつては
		Cci	70	90					
		Ccj	70	90					

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
108項の備考 (3)	希硫酸による二酸化硫黄の 洗浄工程を有する硫酸製造 工程にあつては	Cco	50	70	50	60	50	60	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	50	70	50	60	50	60	
109	石油化学系基礎製品製造業 で脂肪族系中間物製造工程 に係るもの	Cco	60	90	60	90	60	70	
		Cci	60	80	60	80	60	70	
		Ccj	40	60	40	50	40	60	
109項の備考 (1)	靑酸誘導品含有排水を排出 する工程にあつては	Cco	210	540	210	220	210	280	
		Cci	210	230	210	220	210	220	
		Ccj	190	210	190	210	190	210	
109項の備考 (2)	塩素化合物触媒を用いたア セトン又はアセトアルデヒ ドの製造工程にあつては	Cco	100	120	100	110	100	110	
		Cci	80	100	80	90	80	90	
		Ccj	80	100	80	90	80	90	
109項の備考 (3)	エピクロルヒドリン製造工 程にあつては	Cco	140	160	140	150	140	160	
		Cci	130	150	130	150	130	150	
		Ccj	130	150	130	150	130	150	
109項の備考 (4)		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあつては
		Cci							
		Ccj	50	70					
110	石油化学系基礎製品製造業 で環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造工程に係るも の	Cco	50	100	50	60	50	80	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
110項の備考 (1)	合成染料又は合成染料中間 物の製造工程にあつては	Cco	190	250	190	200	190	250	
		Cci	190	210	190	200	190	210	
		Ccj	180	200	180	190	180	200	
110項の備考 (2)		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあつては
		Cci							
		Ccj	50	70					
111	石油化学系基礎製品製造業 でプラスチック製造工程に 係るもの	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
111項の備考 (1)	メチルメタクリレート樹脂 又はアクリロニトリル・ブ タジエン・スチレン共重合 樹脂の製造工程にあつては	Cco	70	90	70	80	70	80	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	70	90	70	80	70	80	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C c 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
111項の備考 (2)		C co	50	70					硝酸セルロース又は酢酸セル ロースの製造工程にあっては 削除
		C ci	50	70					
		C cj	50	70					
112	石油化学系基礎製品製造業 で合成ゴム製造工程に係る もの	C co	40	60	40	50	40	50	
		C ci	40	60	40	50	40	50	
		C cj	40	60	40	50	40	50	
112項の備考 (1)	乳化重合法による合成ゴム 製造工程にあっては	C co	50	70	50	60	50	70	
		C ci	50	70	50	60	50	70	
		C cj	50	70	50	60	50	70	
112項の備考 (2)	クロロプレンゴム製造工程 にあっては	C co	130	150	130	140	130	140	
		C ci	130	150	130	140	130	140	
		C cj	130	150	130	140	130	140	
113	石油化学系基礎製品製造業 で有機化学工業製品製造工 程(脂肪族系中間物製造工 程、環式中間物・合成染 料・有機顔料製造工程、プ ラスチック製造工程及び合 成ゴム製造工程を除く。)に 係るもの	C co	50	90	50	60	50	60	
		C ci	50	90	50	60	50	60	
		C cj	50	80	50	60	50	60	
113項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程に あっては	C co	270	290	270	280	270	290	
		C ci	260	280	260	270	260	280	
		C cj	260	280	260	270	260	280	
113項の備考 (2)	有機農薬原体製造工程に あっては	C co	180	230	180	190	180	230	
		C ci	180	210	180	190	180	210	
		C cj	160	190	160	170	160	190	
114	石油化学系基礎製品製造業 (109の項から前項までに 掲げるものを除く。)	C co	60	80	60	70	60	75	
		C ci	40	60	40	50	40	60	
		C cj	40	60	40	50	40	60	
114項の備考		C co							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては 削除
		C ci							
		C cj	60						
115	脂肪族系中間物製造業	C co	60	90	60	70	60	70	
		C ci	60	90	60	70	60	70	
		C cj	50	70	50	60	50	70	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
115項の備考 (1)	青酸誘導品含有排水を排出 する工程にあつては	Cco	210	540	210	540	210	220	
		Cci	210	230	210	220	210	220	
		Ccj	190	210	190	210	190	210	
115項の備考 (2)	塩素化合物触媒を用いたア セトン又はアセトアルデヒ ドの製造工程にあつては	Cco	100	120	100	110	100	120	
		Cci	80	100	80	100	80	100	
		Ccj	80	100	80	100	80	100	
115項の備考 (3)	エピクロルヒドリン製造工 程にあつては	Cco	140	160	140	150	140	150	
		Cci	130	150	130	140	130	140	
		Ccj	130	150	130	140	130	140	
115項の備考 (4)		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあつては
		Cci							
		Ccj	60	80					
116	メタン誘導品製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
117	発酵工業	Cco	120	140	120	130	120	130	
		Cci	110	130	110	120	110	130	
		Ccj	110	130	110	120	110	130	
118	コールタール製品製造業	Cco	120	140	120	130	120	140	
		Cci	120	140	120	130	120	140	
		Ccj	120	140	120	130	120	140	
119	環式中間物・合成染料・有 機顔料製造業	Cco	50	110	50	100	50	60	
		Cci	50	80	50	80	50	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
119項の備考 (1)	合成染料又は合成染料中間 物の製造工程にあつては	Cco	190	350	190	200	190	350	
		Cci	190	250	190	200	190	210	
		Ccj	190	250	190	200	190	210	
119項の備考 (2)		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあつては
		Cci							
		Ccj	50	70					
120	プラスチック製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
120項の備考 (1)	メチルメタクリレート樹脂 又はアクリロニトリル・ブ タジエン・スチレン共重合 樹脂の製造工程にあつては	Cco	70	90	70	80	70	80	
		Cci	50	70	50	70	50	60	
		Ccj	50	70	50	70	50	60	
120項の備考 (2)	硝酸セルロース又は酢酸セル ロースの製造工程にあつ ては	Cco	60	80	60	70	60	70	
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	50	70	50	60	50	60	
121	合成ゴム製造業	Cco	40	60	40	50	40	50	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
121項の備考 (1)	乳化重合法による合成ゴム 製造工程にあつては	Cco	70	90	70	80	70	80	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	70	90	70	80	70	80	
121項の備考 (2)	クロロプレンゴム製造工程 にあつては	Cco	130	150	130	140	130	140	
		Cci	130	150	130	140	130	140	
		Ccj	130	150	130	140	130	140	
122	有機化学工業製品製造業 (109の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cco	50	90	50	90	50	90	
		Cci	50	90	50	90	50	90	
		Ccj	50	80	50	80	50	80	
122項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程に あつては	Cco	280	320	280	290	280	320	
		Cci	270	290	270	280	270	280	
		Ccj	270	290	270	280	270	280	
122項の備考 (2)	有機農薬原体製造工程に あつては	Cco	180	240	180	240	180	235	
		Cci	180	210	180	210	180	210	
		Ccj	160	190	160	170	160	190	
123	レーヨン・アセテート製造 業のうちレーヨンの製造に 係るもの	Cco	50	60	50	60	50	60	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
123項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあつては
		Cci							
		Ccj	40	60					
124	レーヨン・アセテート製造 業のうちアセテートの製造 に係るもの	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
125	合成繊維製造業	Cco	30	60	30	40	30	60	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
125項の備考	アクリル系繊維製造工程に あつては	Cco	60	80	60	70	60	80	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	30	50	30	50	30	50	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリ ン製造業	Cco	40	60	40	50	40	50	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
126項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあつては
		Cci							
		Ccj	40	60					
127	石けん・合成洗剤製造業	Cco	10	40	10	20	10	30	
		Cci	10	30	10	15	10	15	
		Ccj	10	30	10	15	10	15	
128	界面活性剤製造業(前項に 掲げるものを除く。)	Cco	40	100	40	50	40	100	
		Cci	40	80	40	50	40	80	
		Ccj	40	80	40	50	40	80	
129	塗料製造業	Cco	40	100	40	50	40	100	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
130	印刷インキ製造業	Cco	40	60	40	50	40	50	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cco	70	100	70	100	70	100	
		Cci	70	90	70	90	70	90	
		Ccj	60	90	60	70	60	90	
131項の備考	平成8年9月1日前の特定 施設に係る量にあつては	Cco							
		Cci							
		Ccj	70		70	90	70		
132	医薬品製剤製造業	Cco	30	80	30	80	30	80	
		Cci	30	80	30	60	30	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次につ けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
132項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては 削除
		Cci							
		Ccj		60					
133	生物学的製剤製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
134	生薬・漢方製剤製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	生薬製造業 日本標準産業分類による名称変 更
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
135	動物用医薬品製造業	Cco	60	80	60	70	60	70	
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	50	70	50	60	50	70	
136	火薬類製造業	Cco	20	40	20	30	20	40	
		Cci	20	40	20	30	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
136項の備考	硝酸エステル又はニトロ化 化合物の製造工程にあっては	Cco	60	80	60	70	60	70	
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	50	70	50	60	50	70	
137	農薬製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
138	合成香料製造業	Cco	120	160	120	130	120	160	
		Cci	110	130	110	120	110	120	
		Ccj	110	130	110	120	110	120	
139	香料製造業(前項に掲げる ものを除く。)	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
140	化粧品・歯磨・その他の化 粧用調整品製造業	Cco	30	50	30	40	30	50	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
141		Cco	100	120					にかわ製造業 142項に統合
		Cci	100	120					
		Ccj	80	100					

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	Cco	20	40	20	40	20	30	ゼラチン・接着剤製造業(前項 に掲げるものを除く。) 統合による名称変更
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
142項の備考		Cco	100	120					にかわ製造工程にあつては 削除
		Cci	100	120					
		Ccj	100	120					
143	写真感光材料製造業	Cco	10	40	10	15	10	15	
		Cci	10	30	10	15	10	15	
		Ccj	10	30	10	15	10	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製 品製造業	Cco	40	60	40	50	40	50	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
145	イオン交換樹脂製造業	Cco	170	280	170	180	170	180	
		Cci	170	250	170	180	170	180	
		Ccj	130	150	130	140	130	140	
146	化学工業(102の項から前 項までに掲げるものを除 く。)	Cco	40	70	40	70	40	70	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	40	60	40	50	40	60	
147	石油精製業	Cco	20	50	20	30	20	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
147項の備考	潤滑油製造工程を有するも のにあつては	Cco	30	60	30	40	30		
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
148	潤滑油製造業(前項に掲げ るものを除く。)	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
148項の備考	硫酸洗浄工程を有するもの にあつては	Cco	40	90	40	50	40	80	
		Cci	40	70	40	50	40	70	
		Ccj	40	70	40	50	40	70	
149	コークス製造業	Cco	180	220	180	190	180	200	
		Cci	180	200	180	190	180	190	
		Ccj	90	120	90	100	90	120	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
149項の備考		Cco	180	220					平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては 削除
		Cci	180	200					
		Ccj	120	120					
150	石油コークス製造業	Cco	70	90	70	80	70	80	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	50	70	50	60	50	70	
151	自動車タイヤ・チューブ製 造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	15	10	20	
		Ccj	10	30	10	15	10	20	
152	ゴム製品製造業でラテック ス成型型洗浄工程に係るも の	Cco	60	90	60	70	60	70	
		Cci	40	90	40	50	40	50	
		Ccj	40	90	40	50	40	50	
153	ゴム製品製造業(前二項に 掲げるものを除く。)	Cco	20	50	20	50	20	40	
		Cci	20	40	20	40	20	40	
		Ccj	20	40	20	40	20	40	
154	なめしかわ製造業	Cco	100	120	100	110	100	110	
		Cci	100	120	100	110	100	110	
		Ccj	100	120	100	110	100	110	
155	毛皮製造業	Cco	100	120	50	60	50	60	
		Cci	100	120	50	60	50	60	
		Ccj	100	120	50	60	50	60	
156	板ガラス製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
157	板ガラス加工業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
158	ガラス製加工素材製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
159	ガラス容器製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
160	理化学用・医療用ガラス器 具製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス 器具製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
162	ガラス繊維(長繊維に限 る。)・同製品製造業	Cco	50	70	50	60	50	60	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	50	70	50	60	50	60	
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除 く。)	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
164	ガラス・同製品製造業 (156の項から前項まで に掲げるものを除く。)	Cco	10	30	10	20	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	30	
		Ccj	10	30	10	20	10	30	
165	生コンクリート製造業	Cco	10	30	10	15	10	30	
		Cci	10	30	10	15	10	30	
		Ccj	10	30	10	15	10	30	
166	コンクリート製品製造業	Cco	10	30	10	20	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	30	
		Ccj	10	30	10	20	10	30	
167	セメント製品製造業(前二 項に掲げるものを除く。)	Cco	10	30	10	20	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
168	黒鉛電極製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
169	砕石製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
171		Cco	10	30					模造真珠製造業(ガラス製の ものに限る。)
		Cci	10	30					
		Ccj	10	30					
172	うわ薬製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
173	高炉による製鉄業	Cco	10	30	10	20	10	20	製鋼圧延を行う高炉による製鉄 業
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	15	10	20	
173項の備考	コークス炉を有するものに あっては	Cco	40	60	40	50	40	60	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
174		Cco	20	40					製鋼圧延を行わない高炉による 製鉄業
		Cci	20	40					
		Ccj	20	40					
175	フェロアロイ製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
176	高炉によらない製鉄業(前 項に掲げるものを除く。)	Cco	10	30	10	20	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	30	
		Ccj	10	30	10	20	10	30	
177		Cco	20	40					転炉(単独転炉を含む。)による 製鋼・製鋼圧延業
		Cci	20	40					
		Ccj	20	40					
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉 (単独転炉を含む。))又は 電気炉(単独電気炉を含 む。))によるものに限 る。)	Cco	20	40	20	30	20	30	電気炉(単独電気炉を含む。) による製鋼・製鋼圧延業
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
179	熱間圧延業(182の項及び 183の項に掲げるものを除 く。)	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
180	冷間圧延業(182の項及び 183の項に掲げるものを除 く。)	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
181	冷間ロール成型鋼製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
182	鋼管製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
183	伸鉄業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
184	磨棒鋼製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	15	10	15	
		Ccj	10	30	10	15	10	15	
185	引抜鋼管製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	15	10	15	
		Ccj	10	30	10	15	10	15	
186	伸線業	Cco	10	30	10	30	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
187	ブリキ製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
188	亜鉛鉄板製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
189	めっき鋼管製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
190	めっき鉄鋼線製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
191	表面処理鋼材製造業(187 の項から前項までに掲げる ものを除く。)	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
192	鍛鋼製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
193	鍛工品製造業	Cco	10	30	10	20	10	15	
		Cci	10	30	10	20	10	15	
		Ccj	10	30	10	20	10	15	
194	鋳鋼製造業	Cco	10	30	10	20	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
195	鋳鉄鋳物製造業(196の項 及び197の項に掲げるもの を除く。)	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
196	鋳鉄管製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
197	可鍛鋳鉄製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
198	鉄粉製造業	Cco	10	30	10	15	10	15	
		Cci	10	30	10	15	10	15	
		Ccj	10	30	10	15	10	15	
199	鉄鋼業(173の項から前項 までに掲げるものを除 く。)	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
200	非鉄金属製造業	Cco	10	30	10	30	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	30	
		Ccj	10	30	10	20	10	30	
201	電気めっき業	Cco	40	80	40	60	40	80	
		Cci	40	70	40	60	40	60	
		Ccj	40	70	40	50	40	60	
202	金属製品製造業(前項に掲 げるものを除く。)	Cco	10	30	10	30	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	30	
		Ccj	10	30	10	20	10	30	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
203	一般機械器具製造業	Cco	10	30	10	30	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	30	
		Ccj	10	30	10	20	10	30	
204	プリント回路板製造業	Cco	20	40	20	40	20	40	プリント配線基板製造業
		Cci	20	40	20	30	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
205	電気機械器具製造業(前項に 掲げるものを除き、情報通 信機械器具製造業、電子部 品・デバイス製造業を含 む。)	Cco	10	30	10	30	10	30	電気機械器具製造業(前項に掲 げるものを除く。)
		Cci	10	30	10	30	10	30	
		Ccj	10	30	10	30	10	30	
206	輸送用機械器具製造業	Cco	10	30	10	30	10	30	
		Cci	10	30	10	30	10	20	
		Ccj	10	30	10	30	10	20	
207	精密機械器具製造業	Cco	10	30	10	25	10	20	
		Cci	10	30	10	15	10	20	
		Ccj	10	30	10	15	10	20	
208	ガス製造工場	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
208項の備考		Cco	90	110					石炭ガス製造工程を有するもの にあつては
		Cci	90	110					
		Ccj	70	90					
209	下水道業	Cco	20	60	20	60	20	60	
		Cci	20	40	20	40	20	40	
		Ccj	20	40	20	40	20	40	
209項の備考	活性汚泥法その他これと同 程度に下水を処理すること ができる方法より高度に下 水を処理することができる 方法により下水を処理する ものにあつては	Cco	10	30	10	30	10	30	
		Cci	10	30	10	30	10	30	
		Ccj	10	30	10	30	10	30	
210	空瓶卸売業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
211	共同調理場(学校給食法 (昭和29年法律第160 号)第5条の2に規定する 施設をいう。)	Cco	30	50	30	40	30	50	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cco	50	80	50	80	50	80	
		Cci	40	70	40	60	40	70	
		Ccj	30	60	30	50	30	60	
213	飲食店	Cco	50	70	50	70	50	70	
		Cci	40	60	40	60	40	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
213項の備考	平成18年2月1日以降に 設置したし尿浄化槽を使用 するものにあつては	Cco			30	30	30	30	
		Cci			30	30	30	30	
		Ccj				30		30	
214	旅館	Cco	50	70	50	70	50	70	
		Cci	40	60	40	60	40	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
214項の備考	平成18年2月1日以降に 設置したし尿浄化槽を使用 するものにあつては	Cco			30	30	30	30	
		Cci			30	30	30	30	
		Ccj				30		30	
215	リネンサプライ業	Cco	40	80	40	60	40	80	
		Cci	40	70	40	50	40	70	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
216	洗濯業(前項に掲げるもの を除く。)	Cco	40	90	40	60	40	90	
		Cci	40	70	40	50	40	65	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
217		Cco	60	80					商業写真業
		Cci	60	80					
		Ccj	60	80					
218	写真業又は写真現像・焼付 業	Cco	60	80	60	80	60	80	写真業(前項に掲げるものを除 く。)
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	60	80	60	70	60	70	
219	自動車整備業	Cco	20	40	20	30	20	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
220	病院	Cco	30	60	30	60	30	60	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
220項の備考	平成18年2月1日以降に 設置したし尿浄化槽を使用 するものにあつては	Cco				30		30	
		Cci				30		30	
		Ccj				30		30	
221	し尿浄化槽(建築基準法施 行令(昭和25年政令第3 38号)第32条第1項の 表に規定する算定方法によ り算定した処理対象人員が 501人以上のものに限 る。)	Cco	30	70	30	70	30	70	
		Cci	30	50	30	50	30	50	
		Ccj	30	50	30	50	30	50	
221項の備考 (1)	第二欄により算定した処理 対象人員が5000人以下 のものにあつては	Cco	40		40		40		
		Cci							
		Ccj							
221項の備考 (2)	第二欄により算定した処理 対象人員が5000人以下 のものであつて、昭和55 年建設省告示第1292号 が適用される前のものに あつては	Cco	40	80	40	80	40	80	
		Cci	40	80	40	80	40	80	
		Ccj							
221項の備考 (3)	第二欄に規定する表に定め る構造のし尿浄化槽より高 度にし尿を処理することが できる方法によりし尿を処 理するものにあつては	Cco	10	40	10	40	10	40	
		Cci	10	40	10	40	10	40	
		Ccj	10	40	10	40	10	40	
221項の備考 (4)	平成18年2月1日以降に 設置したし尿浄化槽にあつ ては	Cco				30		30	
		Cci				30		30	
		Ccj				30		30	
221項の備考 (5)	備考(4)のうち、建築基 準法施行令第32条第3項 第2号に規定する技術上の 基準を満たす構造のし尿浄 化槽より高度にし尿を処理 することができる方法によ りし尿を処理するものに あつては	Cco				25		25	
		Cci				25		25	
		Ccj				25		25	
222	し尿浄化槽(建築基準法施 行令(昭和25年政令第3 38号)第32条第1項の 表に規定する算定方法によ り算定した処理対象人員が 500人以下201人以上 のものに限るのものに限 る。)	Cco	50	80	50	80	50	80	
		Cci	50	80	50	80	50	80	
		Ccj	40	60	30	60	30	60	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
222項の備考 (1)	昭和55年建設省告示第1 292号が適用される前の ものにあつては	Cco	70	90	70	90	70	90	
		Cci	70	90	70	90	70	90	
		Ccj	40	80	40	80	40	80	
222項の備考 (2)	平成18年2月1日以降に 設置したし尿浄化槽にあつ ては	Cco			30	30	30	30	
		Cci			30	30	30	30	
		Ccj				30		30	
223	し尿処理業(し尿浄化槽に 係るものを除く。)	Cco	40	60	40	60	40	60	
		Cci	30	50	30	50	30	50	
		Ccj	20	40	20	40	20	40	
223項の備考 (1)	日平均排水量が3000m ³ 未満のものにあつては	Cco	50		50		50		
		Cci							
		Ccj							
223項の備考 (2)	昭和62年6月30日以前 に設置されたものにあつて は	Cco							
		Cci	40	60	40	60	40	60	
		Ccj							
223項の備考 (3)	嫌気性消化法、好気性消化 法、湿式酸化法又は活性汚 泥法に凝集処理法を加えた 方法より高度にし尿を処理 することができる方法によ りし尿を処理するものに あつては	Cco	10	50	10	50	10	50	
		Cci	10		10		10		
		Ccj	10		10		10		
224	ごみ処理業	Cco	30	70	30	70	30	50	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
225	廃油処理業	Cco	20	40	20	30	20	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
226	産業廃棄物処理業(前項に 掲げるものを除く。)	Cco	20	50	20	30	20	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
227	死亡獣畜取扱業	Cco	40	80	40	50	40	50	
		Cci	40	70	40	50	40	50	
		Ccj	40	70	40	50	40	50	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

項番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段:第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段:第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
228	と畜場	Cco	40	80	40	60	40	80	
		Cci	40	70	40	60	40	60	
		Ccj	40	70	40	50	40	60	
229	中央卸売市場	Cco	20	50	20	30	20	50	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
230	地方卸売市場	Cco	20	50	20	40	20	50	
		Cci	20	40	20	30	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
231	試験研究機関(水質汚濁防 止法施行規則第1条の2各 号に掲げるものをいう。)	Cco	20	50	20	50	20	50	
		Cci	20	50	20	35	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
232	一の項から前項までに分類 されないもの	Cco	10	120	10	120	10	120	
		Cci	10	90	10	90	10	90	
		Ccj	10	90	10	90	10	90	

備考

- 1 本表は水質汚濁防止法施行規則第1条の5第3項の環境大臣が定める業種その他の区分及び区分ごとの範囲に関するものである。
- 2 工場又は事業場に係る污水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。この場合、本表の範囲においてC値を定めることが適当でないと認められる場合、都府県知事が当該事業場につき、C値を別に定めることができる。
- 3 大阪湾とは、和歌山市田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆崎から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸に囲まれた海域をいう。
- 4 本表は第6次総量規制の目標年度から適用する。ただし、都府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量については、第6次総量規制の目標年度の前年度末までの間は、第5次の値を適用する。

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
1		Cno	60	200					畜産農業(日平均排水量1000m ³ 以上の事業場の場合に限る。)
		Cni	60	70					2項に統合
2	畜産農業	Cno	60	200	60	200	60	130	畜産農業(日平均排水量1000m ³ 未満の事業場の場合に限る。)
		Cni	60	70	60	70	60	70	統合による名称変更
3	天然ガス鉱業	Cno	60	150	60	150	60	150	
		Cni	60	70	60	70	60	70	
4	非金属鉱業	Cno	25	35	10	15	15	25	
		Cni	15	30	10	15	15	25	
5	肉製品製造業	Cno	30	60	25	50	30	60	
		Cni	10	35	10	25	10	35	
6	乳製品製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
7	畜産食品製造業(前二項 に掲げるものを除く。)	Cno	30	40	30	40	30	40	
		Cni	10	35	10	20	10	35	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
9	寒天製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造 業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
11	水産練製品製造業(前項に 掲げるものを除く。)	Cno	45	55	25	35	45	55	水産練製品製造業
		Cni	10	50	10	20	10	50	日本標準産業分類による名称変 更
12	冷凍水産物製造業	Cno	45	55	25	55	45	55	
		Cni	10	50	10	15	10	30	
13	冷凍水産食品製造業	Cno	45	55	30	55	45	55	
		Cni	10	50	10	40	10	50	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次につ けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
14	水産食料品製造業(8の項 から前項までに掲げるもの を除き、魚介類塩干・塩蔵 品製造業を含む。)	Cno	45	55	25	50	45	55	水産食料品製造業(8の項から 前項までに掲げるものを除 く。) 日本標準産業分類による名称変 更
		Cni	10	50	10	30	10	50	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産 保存食料品製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
16	野菜漬物製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
17	味そ製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
18	しょう油・食用アミノ酸製 造業	Cno	45	145	25	120	45	95	
		Cni	10	50	10	35	10	50	
19	うまみ調味料製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	化学調味料製造業 日本標準産業分類による名称変 更
		Cni	10	25	10	20	10	25	
20	ソース製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
21	食酢製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
22	砂糖精製業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化 糖製造業	Cno	20	145	15	30	20	145	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
24	小麦粉製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
25	パン製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
26	生菓子製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
28	米菓製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
30	植物油脂製造業	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
31	動物油脂製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
32	食用油脂加工業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
34	穀類でんぷん製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
35	めん類製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
36		Cno	20	30					こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業
		Cni	10	25					削除
37	豆腐・油揚げ製造業	Cno	30	40	20	40	30	40	
		Cni	10	35	10	25	10	35	
38	あん類製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
39	冷凍調理食品製造業	Cno	30	40	20	35	30	40	
		Cni	10	35	10	20	10	35	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
40	そう(惣)菜製造業のうち煮 豆の製造に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
41	清涼飲料製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
42	果実酒製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
43	ビール製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
44	清酒製造業	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
46	インスタントコーヒー製造 業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
47	配合飼料製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
48	単体飼料製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
49	有機質肥料製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
50	たばこ製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
51	生糸製造業(繊維工業で副 蚕糸精練工程に係るものを 含む。)	Cno	20	30	20	30	20	30	器械生糸製造業
		Cni	10	25	10	20	10	25	統合による名称変更
52		Cno	20	30					座繰生糸製造業
		Cni	10	25					51項に統合

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
53		Cno	20	30					玉糸製造業
		Cni	10	25					51項に統合
54		Cno	20	30					生糸製造業(51の項から前項 に掲げるものを除く。)
		Cni	10	25					51項に統合
55	繊維工業(51の項に掲げる もの及び衣服その他の繊維 製品に係るものを除く。以 下同じ。)で整毛工程に係 るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
56		Cno	20	30					繊維工業で副蚕糸精錬工程に係 るもの
		Cni	10	25					51項に統合
57	繊維工業で麻製織工程に係 るもの	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
58	繊維工業で毛織物機械染色 整理工程(のり抜き、精錬 漂白、シルケット加工その 他の染色整理工程に付帯し て行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程付帯 加工処理工程」という。) を含む。)に係るもの	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
59	繊維工業で織物機械染色整 理工程(染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。)に 係るもの(前項に掲げるも のを除く。)	Cno	20	40	10	30	20	40	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
59項の備考	綿織物捺染工程にあつては	Cno	60	150	60	80	60	100	
		Cni		60		55		60	
60	繊維工業で織物手加工染色 整理工程(染色整理工程付 帯加工処理工程を含む。) に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染 色整理工程(染色整理工程 付帯加工処理工程を含 む。)に係るもの	Cno	20	40	15	25	20	40	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
62	繊維工業でニット・レース 染色整理工程(染色整理工 程付帯加工処理工程を含 む。)に係るもの	Cno	20	30	10	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
63	繊維工業で繊維雑品染色整 理工程(染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。)に 係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
64	繊維工業で不織布製造工程 に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
65	繊維工業でフェルト製造工程 に係るもの	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
66	繊維工業で上塗りした織物 及び防水した織物製造工程 に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
67	繊維工業で繊維製衛生材料 製造工程に係るもの	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
68	繊維工業(55の項から前項 に掲げるものを除く。)	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
69	一般製材業又は木材チップ 製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	一般製材業
		Cni	10	25	10	25	10	25	統合による名称変更
70		Cno	20	30					木材チップ製造業
		Cni	10	25					69項に統合
71	合板製造業(集成材製造業 を含む。)又はパーティクル ボード製造業	Cno	20	30	10	25	20	30	合板製造業
		Cni	10	25	10	20	10	25	統合による名称変更
72		Cno	20	30					パーティクルボード製造業(次 項に掲げるものを除く。)
		Cni	10	25					71項に統合
73		Cno	20	30					パーティクルボード製造業で湿 式剥皮工程に係るもの
		Cni	10	25					71項に統合
74		Cno	20	30					床柱製造業
		Cni	10	25					削除
75	木材薬品処理業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
76	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で溶解パル プ製造工程に係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
77	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でサルファ イトパルプ製造工程に係る もの	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
78	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ製造工程、リファイ ナーグランドパルプ製造工 程又はサーモメカニカルパ ルプ製造工程に係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
79	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし ケミグランドパルプ製造工 程又は未さらしセミケミカ ルパルプ製造工程に係るも の(次項に掲げるものを除 く。)	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
80	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしケ ミグランドパルプ製造工程 (前行程の未さらしケミグ ランドパルプ製造工程を含 む。)又はさらしセミケミ カルパルプ製造工程(前工 程の未さらしセミケミカル パルプ製造工程を含む。) に係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
81	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし クラフトパルプ製造工程に 係るもの(次項に掲げるも のを除く。)	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
82	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしク ラフトパルプ製造工程(前 工程の未さらしクラフトパ ルプ製造工程を含む。)に 係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
83	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原 料とするパルプ製造工程に 係るもの(次項に掲げるも のを除く。)	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
84	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原 料とし脱インキ又は漂白を 行うパルプ製造工程(前工 程の離解工程を含む。)に 係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
85	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で木材又は 古紙以外のものを原料とする パルプ製造工程に係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
86	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ、リファイナークラン ドパルプ又はサーモメカ ニカルパルプを主原料とする 洋紙製造工程(前工程の グランドパルプ、リファイ ナークランドパルプ又は サーモメカニカルパルプ製 造工程を有するものに限 る。)に係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
87	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で洋紙製造 工程に係るもの(前項に掲 げるものを除く。)	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
88	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で板紙製造 工程に係るもの	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
89	機械すき紙製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
90	手すき和紙製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
91	塗工紙製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
92	段ボール製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
93	重包装紙袋製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
94	セロファン製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
95	乾式法による繊維板製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
96	繊維板製造業(前項に掲げ るものを除く。)	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
98		Cno	20	30					新聞業
		Cni	10	25					100項に統合
99		Cno	20	30					出版業
		Cni	10	25					100項に統合
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	Cno	20	30	20	30	20	30	印刷業
		Cni	10	25	10	25	10	25	統合による名称変更
101	製版業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cno	15	165	15	25	15	90	
		Cni	10	70	10	15	10	70	
102項の備考 (1)	アンモニア製造工程にあつては	Cno	40	165	40	150	40	100	
		Cni	30		30	40	30		
102項の備考 (2)	アンモニア誘導品製造工程にあつては	Cno	200	650	200	210	200	430	
		Cni	200	650	200	210	200	210	
102項の備考 (3)	尿素製造工程にあつては	Cno	1500	6000	1100	1200	1500	1600	
		Cni	1500	6000	1100	1200	1100	1200	
103	複合肥料製造業	Cno	15	60	15	35	15	45	
		Cni	10	60	10	15	10	45	
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	Cno	15	60	10	15	15	25	
		Cni	10	60	10	15	10	25	
105	ソーダ工業	Cno	15	25	10	15	15	25	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
106	電炉工業	Cno	15	25	15	25	15	25	
		Cni	10	25	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
107	無機顔料製造業	Cno	50	160	25	40	50	110	
		Cni	40	60	20	30	40	60	
107項の備考	黄鉛顔料製造工程にあつては	Cno		1000	50	700		700	
		Cni		1000	40	600		600	
108	無機化学工業製品製造業 (105の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cno	50	160	20	50	20	50	
		Cni	40	60	10	40	10	40	
108項の備考 (1)	バナジウム化合物製造工程 (塩析工程を有するものに 限る。)にあつては	Cno		6000	50	6000	50	6000	バナジウム化合物製造工程に あつては)
		Cni		6000	40	6000	40	6000	暫定排水基準業種との整合
108項の備考 (2)	酸化コバルト製造工程に あつては	Cno		880	50	750	50	750	
		Cni		880	40	750	40	750	
108項の備考 (3)	モリブデン化合物製造工程 (塩析工程を有するものに 限る。)にあつては	Cno		6000	50	6000	50	6000	モリブデン化合物製造工程に あつては)
		Cni		6000	40	6000	40	6000	暫定排水基準業種との整合
108項の備考 (4)	イットリウム酸化物製造工 程にあつては	Cno		1200	50	150	50	150	
		Cni		1200	40	150	40	150	
108項の備考 (5)	酸化銀製造工程にあつては	Cno		1500	50	210	50	210	
		Cni		300	40	210	40	210	
108項の備考 (6)	酸化ジルコニウム製造工程 にあつては	Cno		400	50	230	50	400	
		Cni		300	40	230	40	300	
108項の備考 (7)	窒素又はその化合物を含有 する原料を使用する工程に あつては	Cno			50	160	50	160	新規に備考欄を追加
		Cni			40	60	40	60	
109	石油化学系基礎製品製造業 で脂肪族系中間物製造工程 に係るもの	Cno	15	80	15	60	15	80	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
109項の備考	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあつ ては	Cno	50	240	50	240	50	240	
		Cni	40	55	40	50	40	55	
110	石油化学系基礎製品製造業 で環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造工程に係るも の	Cno	15	80	15	30	15	50	
		Cni	10	35	10	25	10	35	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
110項の備考	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては	Cno	60	300		60	60	180	
		Cni	50	120		30	50	60	
111	石油化学系基礎製品製造業 でプラスチック製造工程に 係るもの	Cno	15	60	15	60	15	60	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
112	石油化学系基礎製品製造業 で合成ゴム製造工程に係る もの	Cno	15	80	15	25	15	80	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
112項の備考	窒素又はその化合物を原料 又は乳化助剤として使用す るものにあつては	Cno	50	240	50	145	50	160	
		Cni	40	55	15	40	40	55	
113	石油化学系基礎製品製造業 で有機化学工業製品製造工 程(脂肪族系中間物製造工 程、環式中間物・合成染 料・有機顔料製造工程、プ ラスチック製造工程及び合 成ゴム製造工程を除く。)に 係るもの	Cno	15	80	15	40	15	60	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
113項の備考	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては	Cno	20	85		55	20		
		Cni	15			30	15		
114	石油化学系基礎製品製造業 (109の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cno	15	60	15	25	15	60	
		Cni	10	30	10	20	10	30	
115	脂肪族系中間物製造業	Cno	15	80	15	35	15	80	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
115項の備考 (1)	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては	Cno	50	240	45	120	50	150	
		Cni	40	55	20	40	40	55	
115項の備考 (2)	青酸誘導品含有排水を排出 する工程にあつては	Cno	500	5000	300	2750	500	510	
		Cni	500	5000	300	500	500	510	
116	メタン誘導品製造業	Cno	15	60	15	60	15	40	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
117	発酵工業	Cno	15	60	15	55	15	40	
		Cni	10	30	10	20	10	30	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
118	コールタール製品製造業	Cno	1000	1300	330	530	800	1000	
		Cni	1000	1300	170	410	800	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cno	15	80	15	55	15	70	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
119項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては)	Cno	60	300	30	100	60	180	
		Cni	50	120		50	50	120	
120	プラスチック製造	Cno	15	60	10	25	15	50	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
120項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	Cno	50	240	20	60	50	150	
		Cni	40	55		35	40	55	
121	合成ゴム製造業	Cno	15	80	15	45	15	50	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
121項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては	Cno	50	240	40	100	50	150	
		Cni	40	55	20	40	40	55	
122	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	15	80	15	70	15	80	
		Cni	10	35	10	15	10	35	
122項の備考(1)	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	20	85	20	85	20	85	
		Cni	15		15	35	15		
122項の備考(2)	イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあつては	Cno	20	1400	20	210	20	420	
		Cni	15	1400	15	30	15	420	
122項の備考(3)	メラミン製造工程にあつては	Cno	1500	6000	850	1500	850	1500	
		Cni	1500	6000	850	1500	850	1500	
122項の備考(4)	化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあつては	Cno		1000		200		1000	
		Cni				35			
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cno	15	30	10	15	15	25	
		Cni	10	20	10	15	10	20	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
124	レーヨン・アセテート製造 業のうちアセテートの製造 に係るもの	Cno	15	30	15	25	15	25	
		Cni	10	20	10	20	10	20	
125	合成繊維製造業	Cno	15	30	10	15	15	30	
		Cni	10	20	10	15	10	20	
125項の備考	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては	Cno	50	240	50	60	50	150	
		Cni	40	55	35	50	40	55	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン 製造業	Cno	15	55	10	30	15	55	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	Cno	15	55	15	25	15	55	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
128	界面活性剤製造業（前項に 掲げるものを除く。）	Cno	15	55	15	55	15	55	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
129	塗料製造業	Cno	15	55	15	30	15	55	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
130	印刷インキ製造業	Cno	15	55	15	30	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cno	15	75	15	45	15	75	
		Cni	10	40	10	15	10	40	
131項の備考	医薬品原薬製造工程（窒素 又はその化合物を原料とし て使用するものに限る。） にあつては	Cno	25	145	25	120	25	130	
		Cni	20		20	30	20		
132	医薬品製剤製造業	Cno	15	25	10	20	15	25	
		Cni	10	20	10	15	10	20	
133	生物学的製剤製造業	Cno	15	25	10	20	15	25	
		Cni	10	20	10	15	10	20	
134	生薬・漢方製剤製造業	Cno	15	25	15	25	15	25	生薬製造業
		Cni	10	20	10	15	10	20	日本標準産業分類による名称変更

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
135	動物用医薬品製造業	Cno	15	25	15	25	15	25	
		Cni	10	20	10	15	10	20	
136	火薬類製造業	Cno	15	90	15	65	15	65	
		Cni	10	30	10	20	10	30	
137	農薬製造業	Cno	15	90	15	70	15	80	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
138	合成香料製造業	Cno	15	90	15	35	15	90	
		Cni	10	30	10	20	10	30	
139	香料製造業（前項に掲げる ものを除く。）	Cno	15	90	15	25	15	70	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
140	化粧品・歯磨・その他の化 粧用調整品製造業	Cno	15	90	15	25	15	30	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
141		Cno	15	90					にかわ製造業
		Cni	10	30					142項に統合
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	Cno	15	120	15	25	15	55	ゼラチン・接着剤製造業（前項 に掲げるものを除く。）
		Cni	10	30	10	15	10	30	統合による名称変更
143	写真感光材料製造業	Cno	15	90	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	20	10	20	
144	天然樹脂製品・木材化学製 品製造業	Cno	15	90	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	15	
145	イオン交換樹脂製造業	Cno	15	90	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
146	化学工業（102の項から 前項までに掲げるものを除 く。）	Cno	15	90	15	55	15	60	
		Cni	10	30	10	20	10	30	
147	石油精製業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
148	潤滑油製造業(前項に掲げ るものを除く。)	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
149	コークス製造業	Cno	600	1000	500	950	600	1000	
		Cni	400	800	320	400	400	800	
150	石油コークス製造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
151	自動車タイヤ・チューブ製 造業	Cno	20	30	20	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
152	ゴム製品製造業でラテック ス成型型洗浄工程に係るも の	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
153	ゴム製品製造業(前二項に 掲げるものを除く。)	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
154	なめしかわ製造業	Cno	20	75	20	75	20	75	
		Cni	10	75	10	15	10	75	
155	毛皮製造業	Cno	20	75	10	20	20	30	
		Cni	10	75	10	20	10	30	
156	板ガラス製造業	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
157	板ガラス加工業	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
158	ガラス製加工素材製造業	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
159	ガラス容器製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	20	
160	理化学用・医療用ガラス器 具製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	20	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
161	卓上用・ちゅう房用ガラス 器具製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	20	
162	ガラス繊維(長繊維に限 る。)・同製品製造業	Cno	20	30	15	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除 く。)	Cno	20	40	20	30	20	30	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
164	ガラス・同製品製造業 (156の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cno	20	30	10	25	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
165	生コンクリート製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
166	コンクリート製品製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
167	セメント製品製造業(前二 項に掲げるものを除く。)	Cno	20	30	10	20	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
168	黒鉛電極製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
169	碎石製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cno	20	30	10	25	20	30	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
171		Cno	20	30					模造真珠製造業(ガラス製のも のに限る。)
		Cni	10	25					削除
172	うわ薬製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
173	高炉による製鉄業	Cno	15	55	10	20	15	35	製鋼圧延を行う高炉による製鉄 業
		Cni	10	30	10	15	10	30	統合による名称変更

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
173項の備考 (1)	コークス製造工程にあっては	Cno	600	1000	500	950	600	1000	
		Cni	400	800	320	400	400	800	
173項の備考 (2)	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	130	55	100	55	100	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
174		Cno	15	55					製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業
		Cni	10	30					173項に統合
174項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除
175	フェロアロイ製造業	Cno	15	55	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
175項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
176項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除
177		Cno	15	55					転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業
		Cni	10	30					178項に統合
177項の備考		Cno	55	130					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					178項の備考に統合
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	Cno	15	55	15	25	15	25	電気炉(単独電気炉を含む。))による製鋼・製鋼圧延業
		Cni	10	30	10	15	10	25	統合による名称変更
178項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては	Cno	55	130	55	100	55	100	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60	40	50	40	60	統合による名称変更
179	熱間圧延業(182の項及び183の項に掲げるものを除く。)	Cno	15	55	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
179項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	130	55	100	55	100	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
180	冷間圧延業（182の項及 び183の項に掲げるもの を除く。）	Cno	15	55	10	15	15	55	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
180項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	130	55	100	55	100	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
181項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
182	鋼管製造業	Cno	15	55	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
182項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
183	伸鉄業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
183項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
184	磨棒鋼製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
184項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	45	55	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
185	引抜鋼管製造業	Cno	15	55	15	25	15	45	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
185項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
186	伸線業	Cno	15	55	15	40	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
186項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
187	ブリキ製造業	Cno	15	55	10	15	15	35	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
187項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
188	亜鉛鉄板製造業	Cno	15	55	10	15	15	45	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
188項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
189	めっき鋼管製造業	Cno	15	55	15	50	15	40	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
189項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
190	めっき鉄鋼線製造業	Cno	15	55	15	50	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
190項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有す るものにあつては
		Cni	40	60					削除
191	表面処理鋼材製造業(187 の項から前項までに掲げる ものを除く。)	Cno	15	55	10	55	15	35	
		Cni	10	30	10	15	10	30	
191項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
192	鍛鋼製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
192項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除
193	鍛工品製造業	Cno	15	55	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
193項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除
194	鋳鋼製造業	Cno	15	55	10	20	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
194項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除
195	鋳鉄鋳物製造業（196の項及び197の項に掲げるものを除く。）	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
195項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除
196	鋳鉄管製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
196項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除
197	可鍛鋳鉄製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
197項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除
198	鉄粉製造業	Cno	15	55	10	15	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
198項の備考		Cno	55	65					ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては
		Cni	40	60					削除

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
199	鉄鋼業(173の項から前項 までに掲げるものを除 く。)	Cno	15	55	15	25	15	25	
		Cni	10	30	10	15	10	25	
199項の備考	ステンレス硝酸洗工程を 有するものにあつては	Cno	55	65	55	65	55	65	
		Cni	40	60	40	50	40	60	
200	非鉄金属製造業	Cno	20	70	15	35	20	70	
		Cni	10	60	10	15	10	60	
200項の備考		Cno	60	70					核燃料製造工程にあつては
		Cni	50	65					削除
201	電気めっき業	Cno	20	40	20	40	20	30	
		Cni	10	35	10	30	10	30	
201項の備考	窒素又はその化合物による 表面処理施設を設置するも のにあつては	Cno	60	200	50	120	60	130	
		Cni	50	120	35	55	50	120	
202	金属製品製造業(前項に掲 げるものを除く。)	Cno	20	40	15	40	20	40	
		Cni	10	35	10	25	10	35	
202項の備考 (1)	溶融めっき工程(窒素又は その化合物による表面処理 施設を設置するものに限 る。)にあつては	Cno	60	70	40	50	60	70	
		Cni	50	65	25	40	50	65	
202項の備考 (2)	アルマイト加工工程(窒素 又はその化合物による表面 処理施設を設置するもの に限る。)にあつては	Cno	60	120	55	120	60	90	
		Cni	50	120	35	50	50	90	
203	一般機械器具製造業	Cno	20	35	20	35	20	35	
		Cni	10	25	10	20	10	25	
203項の備考	ステンレス硝酸洗工程を 有するものにあつては	Cno		65		45		45	
		Cni							
204	プリント回路板製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	プリント配線基盤製造業
		Cni	10	25	10	20	10	25	名称変更
204項の備考		Cno	20	80					窒素又はその化合物による表面 処理施設を設置するものにあつ ては
		Cni	10	25					削除

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
205	電気機械器具製造業（前項に 掲げるものを除き、情報通 信機械器具製造業、電子部 品・デバイス製造業を含 む。）	Cno	20	30	15	30	20	30	電気機械器具製造業（前項に掲 げるものを除く。）
		Cni	10	25	10	15	10	25	
205項の備考 (1)	民生用電気機械器具製造工 程（窒素又はその化合物によ る表面処理施設を設置す るものに限る。）にあっては	Cno	30	60			30	40	
		Cni	20	35		20	20	35	
205項の備考 (2)	半導体素子製造工程にあつ ては	Cno	30	60	20	45	30	60	
		Cni	20	35	15	25	20	35	
206	輸送用機械器具製造業	Cno	20	30	15	30	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
206項の備考	自動車・同付属品製造工程 （窒素又はその化合物によ る表面処理施設を設置す るものに限る。）にあっては	Cno	25	60	20	35	25	50	
		Cni	20	30		20	20	30	
207	精密機械器具製造業	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
207項の備考	時計・同部分品製造工程 （時計側を除く。）にあつ ては	Cno	30	60	30	45	30	45	
		Cni		35		25			
208	ガス製造工場	Cno	20	30	10	15	20	30	
		Cni	10	25	10	15	10	25	
209	下水道業	Cno	10	40	10	40	10	40	
		Cni	10	40	10	40	10	40	
209項の備考 (1)	活性汚泥法その他これらと 同程度に下水中の窒素を除去 できる方法より高度に下 水中の窒素を除去できる方 法により下水を処理するもの (高濃度の窒素を含有す る汚水を多量に受け入れて 処理するものを除く。)にあ つては	Cno		20		20		20	
		Cni		20		20		20	
209項の備考 (2)	高濃度の窒素を含有する汚 水を多量に受け入れて処理 するものにあつては	Cno		60		60		60	
		Cni		60		60		60	
210	空瓶卸売業	Cno	25	35	20	30	25	35	
		Cni	15	30	10	15	15	30	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
211	共同調理場（学校給食法 (昭和29年法律第160 号)第5条の2に規定する 施設をいう。)	Cno	25	35	15	30	25	35	
		Cni	15	30	10	15	15	30	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cno	25	35	15	30	25	35	
		Cni	15	30	10	15	15	30	
213	飲食店	Cno	25	60	25	60	25	60	
		Cni	15	45	10	30	15	45	
214	旅館	Cno	25	60	25	45	25	60	
		Cni	15	45	15	30	15	45	
215	リネンサプライ業	Cno	25	35	10	20	25	35	
		Cni	15	30	10	15	15	30	
216	洗濯業（前項に掲げるもの を除く。）	Cno	25	35	15	25	25	35	
		Cni	15	30	10	20	15	30	
217		Cno	25	35					商業写真業
		Cni	15	30					218項に統合
218	写真業又は写真現像・焼付 業	Cno	25	35	20	30	25	35	写真業（前項に掲げるものを除 く。）
		Cni	15	30	15	25	15	30	統合による名称変更
219	自動車整備業	Cno	25	35	15	25	25	35	
		Cni	15	30	10	20	15	30	
220	病院	Cno	25	60	25	60	25	60	
		Cni	15	45	15	25	15	45	
221	し尿浄化槽（建築基準法施 行令（昭和25年政令第3 38号）第32条第1項の 表に規定する算定方法によ り算定した処理人員が50 1人以上のものに限る。）	Cno	20	60	20	60	20	60	
		Cni	10	40	10	40	10	40	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
221項の備考	第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cno		30		30		30	
		Cni		30		30		30	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限るのものに限る。）	Cno	20	60	20	60	20	60	
		Cni	10	50	10	50	10	50	
222項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cno		40		40		40	
		Cni		40		40		40	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	Cno	20	60	20	60	20	60	
		Cni	10	40	10	40	10	40	
223項の備考	嫌気性硝化法、好気性硝化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cno		50		50		50	
		Cni		30		30		30	
224	ごみ処理業	Cno	25	35	20	30	25	35	
		Cni	15	30	10	20	15	30	
225	廃油処理業	Cno	25	35	10	30	25	35	
		Cni	15	30	10	15	15	30	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	Cno	40	50	20	50	40	50	
		Cni	20	45	10	40	20	45	
227	死亡獣畜取扱業	Cno	25	35	25	35	25	35	
		Cni	15	30	15	25	15	30	

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cn 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
228	と畜場	Cno	25	60	25	60	25	60	
		Cni	15	30	15	25	15	30	
229	中央卸売市場	Cno	25	35	20	30	25	35	
		Cni	15	30	15	25	15	30	
230	地方卸売市場	Cno	25	35	20	30	25	35	
		Cni	15	30	15	25	15	30	
231	試験研究機関(水質汚濁防 止法施行規則第1条の2各 号に掲げるものをいう。)	Cno	25	35	20	35	25	35	
		Cni	15	30	10	25	15	30	
232	一の項から前項までに分類 されないもの	Cno	10	60	10	60	10	60	
		Cni	10	60	10	50	10	60	

備考

- 1 本表は水質汚濁防止法施行規則第1条の6第3項の環境大臣が定める業種その他の区分及び区分ごとの範囲に関するものである。
- 2 工場又は事業場に係る污水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。この場合、本表の範囲においてC値を定めることが適当でない認められる場合、都府県知事が当該事業場につき、C値を別に定めることができる。
- 3 大阪湾とは、和歌山市田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆崎から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸に囲まれた海域をいう。
- 4 本表は第6次総量規制の目標年度から適用する。ただし、都府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量については、第6次総量規制の目標年度の前年度末までの間は、第5次の値を適用する。

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
1		Cpo	8	40					畜産農業（日平均排水量1000m ³ 以上の事業場の場合に限る。）
		Cpi	8	9					2項に統合
2	畜産農業	Cpo	8	40	8	40	8	30	畜産農業（日平均排水量1000m ³ 未満の事業場の場合に限る。）
		Cpi	8	9	8	9	8	9	統合による名称変更
3	天然ガス鉱業	Cpo	3	4	1	1.5	2	3	
		Cpi	2	3.5	1	1.5	1	2.5	
4	非金属鉱業	Cpo	4	5	1	2	1.5	3	
		Cpi	2	3.5	1	1.5	1.5	2.5	
5	肉製品製造業	Cpo	4	16	4	16	4	16	
		Cpi	1	8	1	6	1	8	
6	乳製品製造業	Cpo	5	16	5	8.5	5	16	
		Cpi	1	8	1	3.5	1	8	
7	畜産食料品製造業（前二項 に掲げるものを除く。）	Cpo	8	16	5.5	11	8	16	
		Cpi	1	8.5	1	5.5	1	8.5	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cpo	3	7.5	3	4	3	5.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	1.5	1.5	5.5	
9	寒天製造業	Cpo	3	7.5	3	5.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	2.5	1.5	5.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造 業	Cpo	3	7.5	3	6.5	3	6	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	3	1.5	5.5	
11	水産練製品製造業（前項に 掲げるものを除く。）	Cpo	3	12	3	7.5	3	12	水産練製品製造業
		Cpi	1.5	8	1	3.5	1.5	8	日本標準産業分類による名称変 更
12	冷凍水産物製造業	Cpo	3	12	3	8	3	12	
		Cpi	1.5	8	1.5	5.5	1.5	8	
13	冷凍水産食品製造業	Cpo	4	12	4	8	4	12	
		Cpi	1	8	1	6	1	8	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
14	水産食品製造業（8の項 から前項までに掲げるもの を除き、魚介類塩干・塩蔵 品製造業を含む。）	Cpo	3	12	3	8	3	12	水産食品製造業（8の項から 前項までに掲げるものを除 く。） 日本標準産業分類による名称変 更
		Cpi	1.5	8	1.5	4	1.5	8	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産 保存食品製造業	Cpo	3	12	3	7.5	3	12	
		Cpi	1.5	5.5	1	3	1.5	5.5	
16	野菜漬物製造業	Cpo	3	7.5	2.5	6.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	3	1.5	5.5	
17	味そ製造業	Cpo	4	7.5	4	7.5	4	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	4.5	1.5	5.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製 造業	Cpo	8	9	4	8	8	9	
		Cpi	1.5	8.5	1.5	3	1.5	8.5	
19	うまみ調味料製造業	Cpo	3	8	1.5	8	3	5.5	化学調味料製造業 日本標準産業分類による名称変 更
		Cpi	1.5	6	1	1.5	1.5	5.5	
20	ソース製造業	Cpo	3	7.5	3	6	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	2.5	1.5	5.5	
21	食酢製造業	Cpo	3	7.5	3	4.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	3	1.5	5.5	
22	砂糖精製業	Cpo	3	7.5	1.5	5	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1	2	1.5	4	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化 糖製造業	Cpo	3	7.5	3	6	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	3	1.5	5.5	
24	小麦粉製造業	Cpo	3	7.5	3	7.5	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	2.5	1.5	4	
25	パン製造業	Cpo	3	7.5	2	6	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	2.5	1.5	5.5	
26	生菓子製造業	Cpo	6	7.5	3	7.5	6	7.5	
		Cpi	1	6.5	1	4	1	6.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cpo	3	7.5	3	4	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1	1.5	1.5	4	
28	米菓製造業	Cpo	3	7.5	3	7.5	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	4.5	1.5	4	
29	パン・菓子製造業（25の項 から前項までに掲げるもの を除く。）	Cpo	3	7.5	3	6	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1.5	3	1.5	5.5	
30	植物油脂製造業	Cpo	4	7.5	2.5	6	4	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	2	1.5	5.5	
30項の備考 (1)		Cpo		8					りん又はその化合物を脱ガム剤 として使用するものにあつては 削除
		Cpi							
30項の備考 (2)	米糠を原料として使用する ものにあつては	Cpo		20	4	8		16	
		Cpi							
31	動物油脂製造業	Cpo	2	7.5	2	6	2	4.5	
		Cpi	1	5.5	1	4.5	1	4.5	
32	食用油脂加工業	Cpo	3	7.5	2.5	3.5	3	4	
		Cpi	1.5	5.5	1	2	1.5	4	
33	ふくらし粉・イースト・そ の他の酵母剤製造業	Cpo	3	7.5	2	3	3	5.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	1.5	1.5	5.5	
34	穀類でんぷん製造業	Cpo	3	10	3	6.5	3	10	
		Cpi	1.5	8	1.5	3	1.5	8	
35	めん類製造業	Cpo	3	7.5	3	6.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	2.5	1.5	5.5	
36		Cpo	3	7.5					こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業
		Cpi	1.5	5.5					
37	豆腐・油揚げ製造業	Cpo	5	7.5	4	7.5	5	7.5	
		Cpi	1	5.5	1	4.5	1	5.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
38	あん類製造業	Cpo	5	12	3.5	12	5	12	
		Cpi	1	8	1	4	1	8	
39	冷凍調理食品製造業	Cpo	8	9	4	8.5	8	9	
		Cpi	1	8.5	1	4.5	1	8.5	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮 豆の製造に係るもの	Cpo	4	7.5	2.5	7.5	4	7.5	
		Cpi	1.5	5.5	1	4.5	1.5	5.5	
41	清涼飲料製造業	Cpo	3	8	2.5	5.5	3	7.5	
		Cpi	1.5	3.5	1	2	1.5	3.5	
42	果実酒製造業	Cpo	3	4	1.5	2.5	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1	2.5	1.5	3.5	
43	ビール製造業	Cpo	3	4	3	4	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1.5	2.5	1.5	3.5	
44	清酒製造業	Cpo	3	4	1.5	4	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1	1.5	1.5	3.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cpo	3	4	2	4	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1	1.5	1.5	3.5	
46	インスタントコーヒー製造 業	Cpo	3	4	2.5	3.5	3	4	
		Cpi	1.5	3.5	1	3	1.5	3.5	
47	配合飼料製造業	Cpo	2	3.5	2	3.5	2	3	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
48	単体飼料製造業	Cpo	2	3.5	2	3.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
49	有機質肥料製造業	Cpo	2	3.5	1.5	3.5	2	3	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
50	たばこ製造業	Cpo	2	3.5	2	3	2	3	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
51	生糸製造業（繊維工業で副 蚕糸精練工程に係るものを 含む。）	Cpo	2	6.5	2	6	2	5.5	器械生糸製造業
		Cpi	1	4.5	1	4	1	4.5	統合による名称変更
52		Cpo	2	6.5					座繰生糸製造業
		Cpi	1	4.5					51項に統合
53		Cpo	2	6.5					玉糸製造業
		Cpi	1	4.5					51項に統合
54		Cpo	2	6.5					生糸製造業（51の項から前項に 掲げるものを除く。）
		Cpi	1	4.5					51項に統合
55	繊維工業（51の項に掲げる もの及び衣服その他の繊維 製品に係るものを除く。以 下同じ。）で整毛工程に係 るもの	Cpo	2	6.5	2	4.5	2	5.5	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
56		Cpo	2	6.5					繊維工業で副蚕糸精練工程に係 るもの
		Cpi	1	4.5					51項に統合
57	繊維工業で麻製織工程に係 るもの	Cpo	2	6.5	2	4.5	2	4.5	
		Cpi	1	4.5	1	4	1	4.5	
58	繊維工業で毛織物機械染色 整理工程（のり抜き、精練 漂白、シルケット加工その 他の染色整理工程に付帯し て行われる加工処理工程 （以下「染色整理工程付帯 加工処理工程」という。） を含む。）に係るもの	Cpo	2	6.5	1	2	2	6.5	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
59	繊維工業で織物機械染色整 理工程（染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。）に 係るもの（前項に掲げるも のを除く。）	Cpo	2	6.5	2	5.5	2	6.5	
		Cpi	1	4.5	1	3	1	4.5	
60	繊維工業で織物手加工染色 整理工程（染色整理工程付 帯加工処理工程を含む。） に係るもの	Cpo	2	6.5	2	6	2	5	
		Cpi	1	4.5	1	4.5	1	4.5	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染 色整理工程（染色整理工程 付帯加工処理工程を含 む。）に係るもの	Cpo	2	6.5	2	5	2	6.5	
		Cpi	1	4.5	1	2	1	4.5	
62	繊維工業でニット・レース 染色整理工程（染色整理工 程付帯加工処理工程を含 む。）に係るもの	Cpo	2	6.5	1.5	4	2	6.5	
		Cpi	1	4.5	1	2	1	4.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cpo	2	10	2	5	2	9	
		Cpi	1	4.5	1	3	1	4.5	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cpo	2	6.5	1	2	2	6	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	Cpo	2	6.5	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	3	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	Cpo	2	6.5	1	2	2	4.5	
		Cpi	1	4.5	1	2	1	4.5	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	Cpo	2	6.5	2	3.5	2	3	
		Cpi	1	4.5	1	3	1	3	
68	繊維工業(55の項から前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	6.5	1	3.5	2	4.5	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	一般製材業
		Cpi	1	2.5	1	2.5	1	2.5	統合による名称変更
70		Cpo	2	3					木材チップ製造業
		Cpi	1	2.5					69項に統合
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	合板製造業
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	統合による名称変更
72		Cpo	2	3					パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。)
		Cpi	1	2.5					71項に統合
73		Cpo	2	3					パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの
		Cpi	1	2.5					71項に統合
74		Cpo	2	3					床柱製造業
		Cpi	1	2.5					削除
75	木材薬品処理業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
76	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で溶解パル プ製造工程に係るもの	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
77	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でサルファ イトパルプ製造工程に係る もの	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
78	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ製造工程、リファイ ナーグランドパルプ製造工 程又はサーモメカニカルパ ルプ製造工程に係るもの	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
79	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし ケミグランドパルプ製造工 程又は未さらしセミケミカ ルパルプ製造工程に係るも の（次項に掲げるものを除 く。）	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
80	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしケ ミグランドパルプ製造工程 （前行程の未さらしケミグ ランドパルプ製造工程を含 む。）又はさらしセミケミ カルパルプ製造工程（前工 程の未さらしセミケミカル パルプ製造工程を含む。） に係るもの	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
81	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし クラフトパルプ製造工程に 係るもの（次項に掲げるも のを除く。）	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
82	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしク ラフトパルプ製造工程（前 工程の未さらしクラフトパ ルプ製造工程を含む。）に 係るもの	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
83	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原 料とするパルプ製造工程に 係るもの（次項に掲げるも のを除く。）	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
84	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原料 とし脱インキ又は漂白を行 うパルプ製造工程（前工 程の離解工程を含む。）に 係るもの	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
85	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で木材又は 古紙以外のものを原料とす るパルプ製造工程に係るも の	C po	2	3	1	2	2	3	
		C pi	1	2.5	1	2	1	2.5	
86	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ、リファイナード パルプ又はサーモメカ ニカルパルプを主原料とす る洋紙製造工程（前工程の グランドパルプ、リファイ ナードパルプ又は サーモメカニカルパルプ製 造工程を有するものに限 る。）に係るもの	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
87	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で洋紙製造 工程に係るもの（前項に掲 げるものを除く。）	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
88	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で板紙製造 工程に係るもの	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
89	機械すき和紙製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
90	手すき和紙製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
91	塗工紙製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
92	段ボール製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
93	重包装紙袋製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
94	セロファン製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
95	乾式法による繊維板製造業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
96	繊維板製造業(前項に掲げ るものを除く。)	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
97	パルプ製造業、紙製造業又 は紙加工品製造業(76の項 から前項までに掲げるもの を除く。)	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
98		C po	2	4.5					新聞業
		C pi	1	3.5					100項に統合
99		C po	2	4.5					出版業
		C pi	1	3.5					100項に統合
100	印刷業(新聞その他の出版 物を印刷するものを含 む。)	C po	2	4.5	2	4	2	4.5	印刷業
		C pi	1	3.5	1	3	1	3.5	統合による名称変更
101	製版業	C po	2	4.5	2	3.5	2	4.5	
		C pi	1	3.5	1	2	1	3.5	
102	窒素質・りん酸質肥料製造 業	C po	2	50.5	2	26.5	2	26.5	
		C pi	1	50.5	1	26.5	1	26.5	
103	複合肥料製造業	C po	2	50.5	2	30	2	26.5	
		C pi	1	50.5	1	30	1	26.5	
104	化学肥料製造業(前二項に 掲げるものを除く。)	C po	2	50.5	1	1.5	2	3	
		C pi	1	50.5	1	1.5	1	3	
105	ソーダ工業	C po	2	4	1.5	2.5	2	4	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
106	電炉工業	C po	2	4	2	3	2	3.5	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
107	無機顔料製造業	C po	2	4	1	3	2	4	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
108	無機化学工業製品製造業 (105の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cpo	2	5	1	2.5	2	5	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
108項の備考	りん及びりん化合物製造工 程にあっては	Cpo		40		40		40	
		Cpi		8		8		8	
109	石油化学系基礎製品製造業 で脂肪族系中間物製造工程 に係るもの	Cpo	2	5	1.5	3	2	4	
		Cpi	1	3.5	1	1.5	1	3.5	
109項の備考	りん又はその化合物を原料、 触媒又は中和剤として 使用するものにあつては	Cpo	6.5	24	6.5	7.5	6.5	8	
		Cpi	4	8	4	5	4	8	
110	石油化学系基礎製品製造業 で環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造工程に係るもの	Cpo	2	5	1	1.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
110項の備考	りん又はその化合物を原料、 触媒又は中和剤として 使用するものにあつては	Cpo	6.5	24	2.5	3.5	6.5	8	
		Cpi	4	8			4	8	
111	石油化学系基礎製品製造業 でプラスチック製造工程に 係るもの	Cpo	2	5	1.5	2.5	2	5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
112	石油化学系基礎製品製造業 で合成ゴム製造工程に係る もの	Cpo	2	5	1	2	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
113	石油化学系基礎製品製造業 で有機化学工業製品製造工 程(脂肪族系中間物製造工 程、環式中間物・合成染 料・有機顔料製造工程、プ ラスチック製造工程及び合 成ゴム製造工程を除く。)に 係るもの	Cpo	2	5	1	2	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
113項の備考	りん又はその化合物を原料、 触媒又は中和剤として 使用するものにあつては	Cpo	6.5	24	2.5	3.5	6.5	8	
		Cpi	4	8			4	8	
114	石油化学系基礎製品製造業 (109の項から前項まで に掲げるものを除く。)	Cpo	2	5	1	2.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
115	脂肪族系中間物製造業	Cpo	2	5	1.5	2.5	2	5	
		Cpi	1	3.5	1	1.5	1	3.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
115項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものについては	Cpo	6.5	24	4	20	6.5	24	
		Cpi	4	8	2.5	4	4	8	
116	メタン誘導品製造業	Cpo	2	5	2	3	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
117	発酵工業	Cpo	2	5	1.5	3	2	4	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
118	コーラル製品製造業	Cpo	2	5	2	3	2	3	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cpo	2	5	1.5	3.5	2	5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
119項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものについては	Cpo	6.5	24	6.5	24	6.5	24	
		Cpi	4	8	4	5	4	8	
120	プラスチック製造業	Cpo	2	5	1	3	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
121	合成ゴム製造業	Cpo	2	5	1.5	3.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
122	有機化学工業製品製造業 (109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo	2	5	1.5	5	2	5	
		Cpi	1	3	1	2	1	3	
122項の備考	有機りん系農薬原体製造工程については	Cpo		60	2	23		60	
		Cpi							
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
125	合成繊維製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
127	石けん・合成洗剤製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
129	塗料製造業	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
130	印刷インキ製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cpo	2	6	1.5	6	2	6	
		Cpi	1	5	1	1.5	1	5	
131項の備考	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては	Cpo	4	8		8	4	8	
		Cpi				2.5			
132	医薬品製剤製造業	Cpo	2	5	1	2.5	2	3.5	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
133	生物学的製剤製造業	Cpo	2	5	1	2.5	2	5	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
134	生薬・漢方製剤製造業	Cpo	2	5	2	3	2	3.5	生薬製造業
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	日本標準産業分類による名称変更
135	動物用医薬品製造業	Cpo	2	5	2	5	2	3.5	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
136	火薬類製造業	Cpo	2	5.5	1.5	2.5	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
137	農薬製造業	Cpo	2	5.5	2	5.5	2	4	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
138	合成香料製造業	C po	2	5.5	2	4	2	4	
		C pi	1	2.5	1	2	1	2.5	
139	香料製造業(前項に掲げる ものを除く。)	C po	2	5.5	2	4	2	4	
		C pi	1	2.5	1	2	1	2.5	
140	化粧品・歯磨・その他の化 粧用調整品製造業	C po	2	5.5	2	3	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
141		C po	2	5.5					にかわ製造業
		C pi	1	2.5					142に統合
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	C po	2	5.5	2	4	2	4	ゼラチン・接着剤製造業(前項 に掲げるものを除く。)
		C pi	1	2.5	1	2	1	2.5	統合による名称変更
143	写真感光材料製造業	C po	2	5.5	1.5	2.5	2	4	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製 品製造業	C po	2	5.5	1.5	2.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
145	イオン交換樹脂製造業	C po	2	5.5	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
146	化学工業(102の項から前 項までに掲げるものを除 く。)	C po	2	5.5	1.5	2.5	2	4	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
147	石油精製業	C po	2	3	1	1.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
148	潤滑油製造業(前項に掲げ るものを除く。)	C po	2	3	1.5	2.5	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
149	コークス製造業	C po	2	3	1	2	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
150	石油コークス製造業	C po	2	3	2	3	2	3	
		C pi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
151	自動車タイヤ・チューブ製 造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
152	ゴム製品製造業でラテック ス成型型洗浄工程に係るも の	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
153	ゴム製品製造業（前二項に 掲げるものを除く。）	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
154	なめしかわ製造業	Cpo	2	14.5	2	3	2	14.5	
		Cpi	1	14.5	1	1.5	1	14.5	
155	毛皮製造業	Cpo	2	14.5	2	3	2	3	
		Cpi	1	14.5	1	1.5	1	3	
156	板ガラス製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
157	板ガラス加工業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
158	ガラス製加工素材製造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
159	ガラス容器製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
160	理化学用・医療用ガラス器 具製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス 器具製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
162	ガラス繊維（長繊維に限 る。）・同製品製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除 く。)	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
164	ガラス・同製品製造業 (156の項から前項までに 掲げるものを除く。)	Cpo	2	3	1	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
165	生コンクリート製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
166	コンクリート製品製造業	Cpo	2	3	1	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
167	セメント製品製造業（前二 項に掲げるものを除く。）	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
168	黒鉛電極製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
169	碎石製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cpo	2	3	1	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
171		Cpo	2	3					模造真珠製造業（ガラス製のもの に限る。）
		Cpi	1	2.5					削除
172	うわ薬製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
173	高炉による製鉄業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	統合による名称変更
174		Cpo	2	3					製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業
		Cpi	1	2.5					173に統合
175	フェロアロイ製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
176	高炉によらない製鉄業（前 項に掲げるものを除く。）	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略)
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	下限
177		Cpo	2	3					転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業
		Cpi	1	2.5					
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
182	鋼管製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
183	伸鉄業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
184	磨棒鋼製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
185	引抜鋼管製造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
186	伸線業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
187	ブリキ製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
188	亜鉛鉄板製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
189	めっき鋼管製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
190	めっき鉄鋼線製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
191	表面処理鋼材製造業(187 の項から前項までに掲げる ものを除く。)	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
192	鍛鋼製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
193	鍛工品製造業	Cpo	2	3	2	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
194	鋳鋼製造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
195	鋳鉄鋳物製造業(196の項 及び197の項に掲げるもの を除く。)	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
196	鋳鉄管製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
197	可鍛鋳鉄製造業	Cpo	2	3	1.5	2.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
198	鉄粉製造業	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
199	鉄鋼業(173の項から前項 までに掲げるものを除 く。)	Cpo	2	3	1	1.5	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
200	非鉄金属製造業	Cpo	2	3	1	2	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	1.5	1	2.5	
201	電気めっき業	Cpo	2	5.5	1.5	5	2	4	
		Cpi	1	3.5	1	3	1	3.5	
201項の備考	りん又はその化合物による 表面処理施設を設置するもの にあつては	Cpo	4	8	2.5	8	4	8	
		Cpi		4.5		4.5		4.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo	2	5.5	2	5.5	2	5.5	
		Cpi	1	3.5	1	3	1	3.5	
202項の備考 (1)	溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては	Cpo	4	8	2.5	4	4	8	
		Cpi		4.5		2.5		4.5	
202項の備考 (2)	アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては	Cpo	8	50	8	17	8	50	
		Cpi		8.5		6		8.5	
203	一般機械器具製造業	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	
204	プリント回路板製造業	Cpo	2	3	1	2.5	2	3	プリント配線基盤製造業
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	名称変更
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	Cpo	2	3	1.5	3	2	3	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く。)
		Cpi	1	2.5	1	2	1	2.5	日本標準産業分類による名称変更
205項の備考 (1)		Cpo		8					半導体素子製造工程にあつては
		Cpi							削除
205項の備考 (2)	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては	Cpo	6	8	3	4.5	6	7	
		Cpi		6.5		1.5		6.5	
206	輸送用機械器具製造業	Cpo	2	4	1	4	2	4	
		Cpi	1	3.5	1	2	1	3.5	
206項の備考	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては	Cpo	4	8	1.5	8	4	8	
		Cpi		4.5				4.5	
207	精密機械器具製造業	Cpo	2	4	1.5	2.5	2	3.5	
		Cpi	1	3	1	1.5	1	3	
207項の備考		Cpo	8	9					備考(時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあつては)
		Cpi	1	4.5					削除
208	ガス製造工場	Cpo	2	4.5	2	4.5	2	3.5	
		Cpi	1	3.5	1	3.5	1	3.5	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	C _p 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
209	下水道業	C _{po}	1	4	1	4	1	4	
		C _{pi}	1	4	1	4	1	4	
209項の備考 (1)	活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	C _{po}		2		2		2	
		C _{pi}		2		2		2	
209項の備考 (2)	高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあっては	C _{po}		8		8		8	
		C _{pi}		8		8		8	
210	空瓶卸売業	C _{po}	4	5	4	5	4	5	
		C _{pi}	2	4.5	2	3.5	2	4.5	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	C _{po}	4	5	3	5	4	5	
		C _{pi}	2	4.5	1.5	2.5	2	4.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	C _{po}	4	10	4	9	4	10	
		C _{pi}	2	4.5	1.5	4.5	2	4.5	
213	飲食店	C _{po}	4	8	3	5.5	4	8	
		C _{pi}	2	5	2	4	2	5	
214	旅館	C _{po}	4	5	3	5	4	5	
		C _{pi}	2	4.5	2	4	2	4.5	
215	リネンサプライ業	C _{po}	5	8	2.5	8	5	8	
		C _{pi}	1	6	1	5	1	6	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	C _{po}	5	8	2.5	7	5	8	
		C _{pi}	1	6	1	3	1	6	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅（案）				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次につ けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
217		Cpo	4	5					商業写真業
		Cpi	2	4.5					218に統合
218	写真業又は写真現像・焼付 業	Cpo	4	5	4	5	4	5	写真業（前項に掲げるものを除 く。）
		Cpi	2	4.5	2	4	2	4.5	統合による名称変更
219	自動車整備業	Cpo	4	5	2.5	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	3	2	4.5	
220	病院	Cpo	4	5	3	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	4	2	4.5	
221	し尿浄化槽（建築基準法施 行令（昭和25年政令第3 38号）第32条第1項の 表に規定する算定方法によ り算定した処理人員が50 1人以上のものに限る。）	Cpo	2	8	2	8	2	8	
		Cpi	1	4	1	4	1	4	
221項の備考	第二欄に規定する表又は建 築基準法施行令第32条第 3項第2号に規定する技術 上の基準を満たす構造のし 尿浄化槽より高度にし尿を 処理することができる方法 によりし尿を処理するもの にあっては	Cpo	1	3	1	3	1	3	
		Cpi		3		3		3	
222	し尿浄化槽（建築基準法施 行令（昭和25年政令第3 38号）第32条第1項の 表に規定する算定方法によ り算定した処理対象人員が 500人以下201人以上 のものに限るのものに限 る。）	Cpo	2	8	2	8	2	8	
		Cpi	1	5	1	5	1	5	
222項の備考	第二欄の規定する表又は建 築基準法施行令第32条第 3項第2号に規定する技術 上の基準を満たす構造のし 尿浄化槽より高度にし尿を 処理することができる方法 によりし尿を処理するもの にあっては	Cpo	1	3.5	1	3.5	1	3.5	
		Cpi		3.5		3.5		3.5	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に 係るものを除く。）	Cpo	2	8	2	8	2	8	
		Cpi	1	4	1	4	1	4	

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

項番号	業種その他の区分 (及びその備考)	Cp 等の 区分	第5次における C値の幅		第6次における C値の幅(案)				上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
223項の備考	嫌気性硝化法、好気性硝化 法、湿式酸化法又は活性汚 泥法に凝集処理法を加えた 方法より高度にし尿を処理 することができる方法によ りし尿を処理するものに あっては	Cpo		4			4		4
		Cpi		3			3		3
224	ごみ処理業	Cpo	4	5	1	2.5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1	1.5	2	4.5	
225	廃油処理業	Cpo	4	5	1	1.5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1	1.5	2	4.5	
226	産業廃棄物処理業(前項に 掲げるものを除く。)	Cpo	4	8	1	3	4	8	
		Cpi	1	4.5	1	1.5	1	4.5	
227	死亡獣畜取扱業	Cpo	4	5	2	4	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	3	2	4.5	
228	と畜場	Cpo	4	10	4	9.5	4	10	
		Cpi	2	4.5	2	4.5	2	4.5	
229	中央卸売市場	Cpo	4	5	4	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	2	3	2	4.5	
230	地方卸売市場	Cpo	4	5	2.5	5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1.5	4	2	4.5	
231	試験研究機関(水質汚濁防 止法施行規則第1条の2各 号に掲げるものをいう。)	Cpo	4	5	1.5	4.5	4	5	
		Cpi	2	4.5	1	3	2	4.5	
232	一の項から前項までに分類 されないもの	Cpo	1	8	1	8	1	8	
		Cpi	1	8	1	8	1	8	

備考

- 1 本表は水質汚濁防止法施行規則第1条の7第3項の環境大臣が定める業種その他の区分及び区分ごとの範囲に関するものである。
- 2 工場又は事業場に係る污水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。この場合、本表の範囲においてC値を定めることが適当でないと認められる場合、都府県知事が当該事業場につき、C値を別に定めることができる。
- 3 大阪湾とは、和歌山市田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆崎から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸に囲まれた海域をいう。
- 4 本表は第6次総量規制の目標年度から適用する。ただし、都府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量については、第6次総量規制の目標年度の前年度末までの間は、第5次の値を適用する。